

第4次柏市男女共同参画推進計画

はじめに

柏市では、平成28年（2016年）3月に「第三次柏市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、これまで様々な施策を推進してまいりました。男女共同参画社会の実現には、一人ひとりの個性と能力を尊重し、誰もが自分らしく活躍できる環境をつくる必要があります。しかしながら、今なお地域社会や家庭、職場において、固定的性別役割分担意識やDV等の人権侵害、女性の活躍促進や子育てと仕事の両立、性の多様性に対する理解促進など、課題は多く存在しています。

互いを尊重し合う社会を築くためには、まずは根底にある意識の変化が必要です。そのためには、男女平等教育や啓発活動の推進、職場環境や支援体制の整備を行い、市民一人ひとりが、多様な価値観を受け入れ、互いに協力し合うことが重要です。このような意識の醸成のためにも、計画は継続的に進捗を評価しながら改善を図り、定期的に見直すことが求められます。

今回策定した「第4次柏市男女共同参画推進計画」では、第三次計画が目指した姿である「多様な生き方を認めあい 個性を生かせるまち 柏」を引継ぎつつ、新たな課題にも対応しすべての人が自分らしく生きることができる社会を目指します。

柏市の未来をより豊かにするために、性別に関係なく、誰もが個性と能力を発揮できるよう様々な施策を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました柏市男女共同参画推進審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様に心より感謝を申し上げます。

令和7年3月

柏市長 太田和美

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 趣旨・目的.....	1
2 位置づけ.....	3
3 期間.....	4
第2章 本市を取り巻く現状.....	5
1 背景.....	5
2 本市の状況.....	8
第3章 計画の基本的な考え方.....	19
1 基本理念.....	19
2 目指す姿.....	19
3 基本目標.....	20
第4章 基本計画.....	21
1 計画の体系.....	21
基本目標1 男女共同参画の理解促進及び多様性の尊重.....	22
1. 男女共同参画を目指す教育・学習の推進.....	22
2. 性の多様性の理解及び暮らしやすいまちづくり.....	30
基本目標2 誰もが活躍できる環境づくり.....	32
3. 女性の活躍促進.....	32
4. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進.....	42
基本目標3 人権が尊重される環境づくり.....	54
5. 人権等に対する配慮.....	54
第5章 推進体制について.....	68
1 推進体制と進行管理.....	68
2 柏市男女共同参画センターの役割.....	69
3 多様な主体との連携・協働.....	69
資料編.....	70
1 年表.....	70
2 関係法令.....	77
3 柏市男女共同参画推進審議会.....	83



計画策定にあたって

1 | 趣旨・目的

(1) 男女共同参画社会とは

「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第2条）と定義しています。

また、国の「第5次男女共同参画基本計画」においては、めざすべき社会として、「①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」、「②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」、「③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」、「④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs（※1）で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」が示され、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法がめざす男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとされています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

※1 SDGs

平成 27(2015)年 9 月に国連で採択された、平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030 年を期限とする包括的な 17 の目標（Sustainable Development Goals: SDGs）を設定。ゴール 5 ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。

(2) 計画策定の趣旨

本市では、平成13年（2001年）10月に、初めての計画となる「柏市男女共同参画推進計画」を策定しました。

平成28年（2016年）3月には現行計画である「第三次柏市男女共同参画推進計画」を策定し、「男女が活躍できる環境づくり」と「互いを尊重しあう意識づくり」を基本目標として掲げ、男女共同参画を推進するための施策を計画に盛り込みました。

平成27年（2015年）に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、市としても男女共同参画施策を推進する拠点施設とするため、柏市男女共同参画センターを平成28年（2016年）5月に開設された柏市文化・交流複合施設（パレット柏）内にオープンと同時に開設しました。

その後は、柏市男女共同参画センターを拠点に施策を推進してまいりました。

一方で国際社会においては、平成27年の「国連持続可能な開発サミット」で、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、この中で「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しSDGs（持続可能な開発目標）17の目標が設定されました。目標5では令和12年（2030年）までにジェンダー平等（※2）の実現を目指し、ジェンダー平等及びジェンダーの視点をあらゆる施策に反映していくことが重要とされています。

また、世界経済フォーラムが公表している「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）（※3）」では、日本の順位は世界的にみても低い水準となっており、男女共同参画のより一層の推進が求められています。

このような中、国が令和2年（2020年）に策定した第5次男女共同参画基本計画では、目指すべき社会として改めて男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくことが示されました。

男女共同参画社会の実現には、多様性を尊重する意識の醸成や、誰もが活躍でき、人権が守られる環境づくりが必要です。

そのためには、依然存在する固定的性別役割分担意識の解消やDV（※4）の防止、性の多様性の理解促進等が求められます。

また、時代の流れとともに、男女共同参画を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした現状を踏まえ、新たな課題や社会状況の変化に対応するため、国・県の方針等も参考に、「第4次柏市男女共同参画推進計画」を策定するものです。

※2 ジェンダー平等

性別にかかわらず、責任や権利や機会を平等に分ち合い、あらゆる物事を一緒に決めてゆくこと。

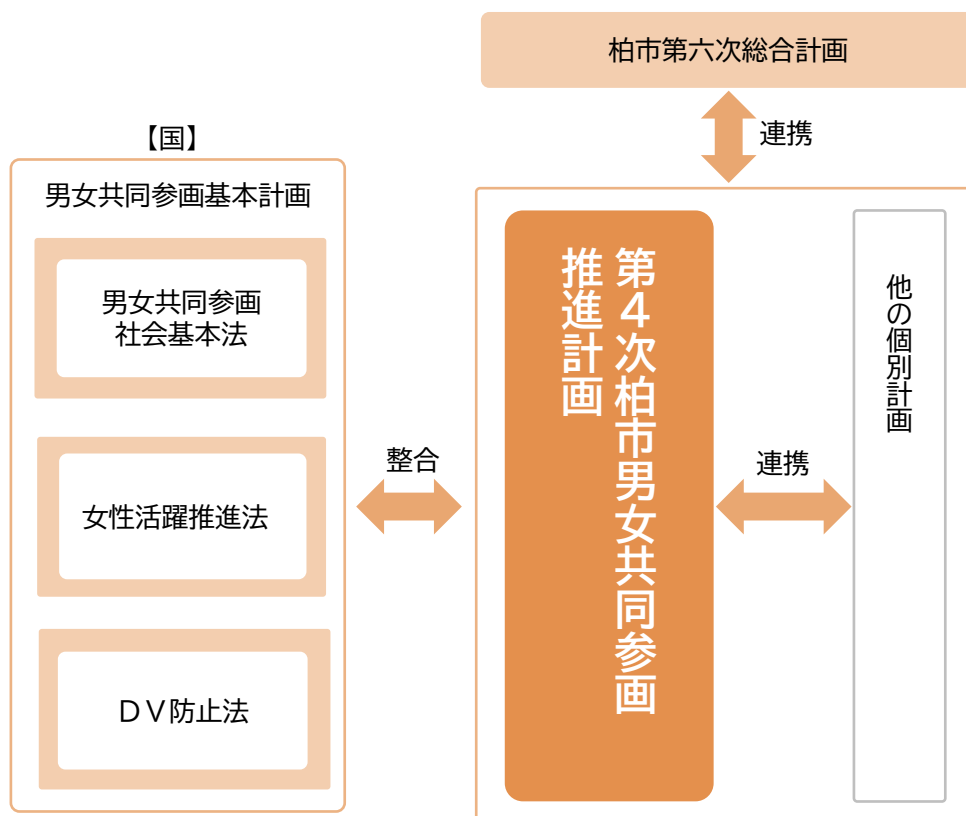
※3 ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index: GGI）

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出されるもの。

具体的には、労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率、識字率、初等・中等・高等教育の各在学率、新生児の男女比率、健康寿命、国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近50年の国家元首の在任年数を用いて算出している。

2 | 位置づけ

- ①「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進する市町村男女共同参画計画です。
- ②「第三次柏市男女共同参画推進計画」を継続、発展させる計画です。
- ③「柏市第六次総合計画」を上位計画とし、他の個別計画との整合性を持たせた計画です。
- ④「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」の内容を含む計画として位置づけます。
- ⑤「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」として位置づけます。



※4 DV (Domestic Violence)

配偶者・パートナーの関係にある、又はあった者から振るわれる暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。

3 | 期間

計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間です。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて見直しが必要な場合は、柔軟に対応します。

計画期間

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第3次計画	第4次柏市男女共同参画推進計画					次期計画



第2章

本市を取り巻く現状

1 | 背景

(1) 国際社会、国、千葉県の動向

① 国際社会の動向

国際社会において、平成27年の「国連持続可能な開発サミット」で、持続可能な開発目標SDGsを含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

SDGsでは、2030年を達成期限としており、17の目標と169のターゲットが設定され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、国際社会が一致して幅広い課題に取り組むものとしています。この中で、「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」は目標5に掲げられるとともに、すべての目標とターゲットの進展に極めて重要な貢献をするものとされており、ジェンダー平等及びジェンダーの視点をあらゆる施策に反映していくことが重要とされています。



② 国の動向

我が国においては、平成11年6月に、「男女共同参画社会基本法」が制定され、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、我が国の社会を決定する最重要課題として位置づけられました。

平成22年に策定された「第3次男女共同参画基本計画」においては、「女性の活躍による経済社会の活性化」、「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等の視点が強調され、ポジティブ・アクション(※5)(積極的改善措置)をはじめとする様々な取り組みが進められてきました。

平成23年3月に発生した東日本大震災においては、避難所運営などにおいて女性のニーズへの配慮や意思決定過程への女性の参画が十分でなかったこと、防災分野や地域・社会全体で男女共同参画が十分に進んでいないことなど、防災分野における男女共同参画の推進について更に取り組みを進める必要性が明らかとなり、「防災基本計画」の修正、「災害対策基本法」の改正、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の作成などの取り組みが進められてきました。令和2年5月には、女性の視点から地域での災害対応力の強化を図ることを目的に、地方公共団体が災害対応に当たって取り組むべき事項をまとめたガイドラインが作成されています。

平成24年には、女性の活躍における経済活性化を推進する関係閣僚会議において、「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～が策定されました。

平成27年には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務づける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」が成立し、職業生活における女性の活躍を進めるとともに、職業生活と家庭生活の円滑かつ継続的な両立をめざした取り組みが進められてきました。そして令和元年、女性活躍推進法等の一部改正により、一般事業主行動計画(※6)の策定義務の対象拡大やハラスメントの防止等、取り組みが強化されました。

また、政治分野においては、平成30年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が議員立法で成立し、基本原則として議会議員の選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となること等をめざし、各主体における取り組みが始まったところです。

男女間の暴力に関しては、平成25年7月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律(以下「ストーカー規制法」という。))」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」という。))」が相次いで改正されました。「改正ストーカー規制法」では、被害者から拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為が新たに法の規制対象とされ、同年10月に施行されました。「改正DV防止法」では、それまで適用対象外であった「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者」を法の適用対象として、平成26年1月に施行されました。加えて、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化される等の改正がされ、令和2年4月に施行されました。

また、リベンジポルノが若年層を中心に社会問題化しており、平成26年11月に、リベンジポルノに罰則を設ける「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ法)」が成立しました。

さらに、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、女性活躍推進法を踏まえ、長時間労働等を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況、いわゆるM字カーブ問題や働き方の二極化、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応等、様々な

側面からの課題に対する施策が展開されてきましたが、令和6年に、世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」では、日本の順位は146か国中118位（前は146か国中125位）と、世界的にみても低い水準となっており、男女共同参画のより一層の推進が求められています。

こうした中、令和2年12月25日に「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

令和4（2022）年5月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、困難な問題に直面している女性の福祉の増進を図るため、女性の意思が尊重されながら、多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること等が明記されました。

③ 千葉県の動向

千葉県では、豊かで活力のある社会を築いていくため、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指しています。

平成13年3月に、男女共同参画社会基本法に基づく初めての法定計画である「千葉県男女共同参画計画」を策定、令和3年3月には現行計画である「第5次千葉県男女共同参画計画」を策定し、様々な施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、令和元年度には「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」（以下、「令和元年度県民意識調査」という。）を実施しました。調査の結果では、県内の女性の約3人に1人、男性の約4人に1人が配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス以下、「DV」という。）を受けたことがあると回答しました。令和4年度の県及び市町村におけるDVに関する相談件数は15,213件で、令和3年度の15,589件と比べると減少していますが、未だ高い水準で推移しています。

災害については、これまでも、「男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の促進」を掲げ、その基盤づくりに取り組んでまいりましたが、令和2年度に修正した県の地域防災計画において、防災・復興における男女共同参画の促進を明記したところです。今後とも、「安心安全に暮らせる社会づくり」を基本目標として、国や市町村・男女共同参画センターとも連携し、取組を進めることが重要です。

令和6年3月に「千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」が策定され、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指しています。

※5 ポジティブ・アクション

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内で男女いずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するもの。

※6 一般事業主行動計画

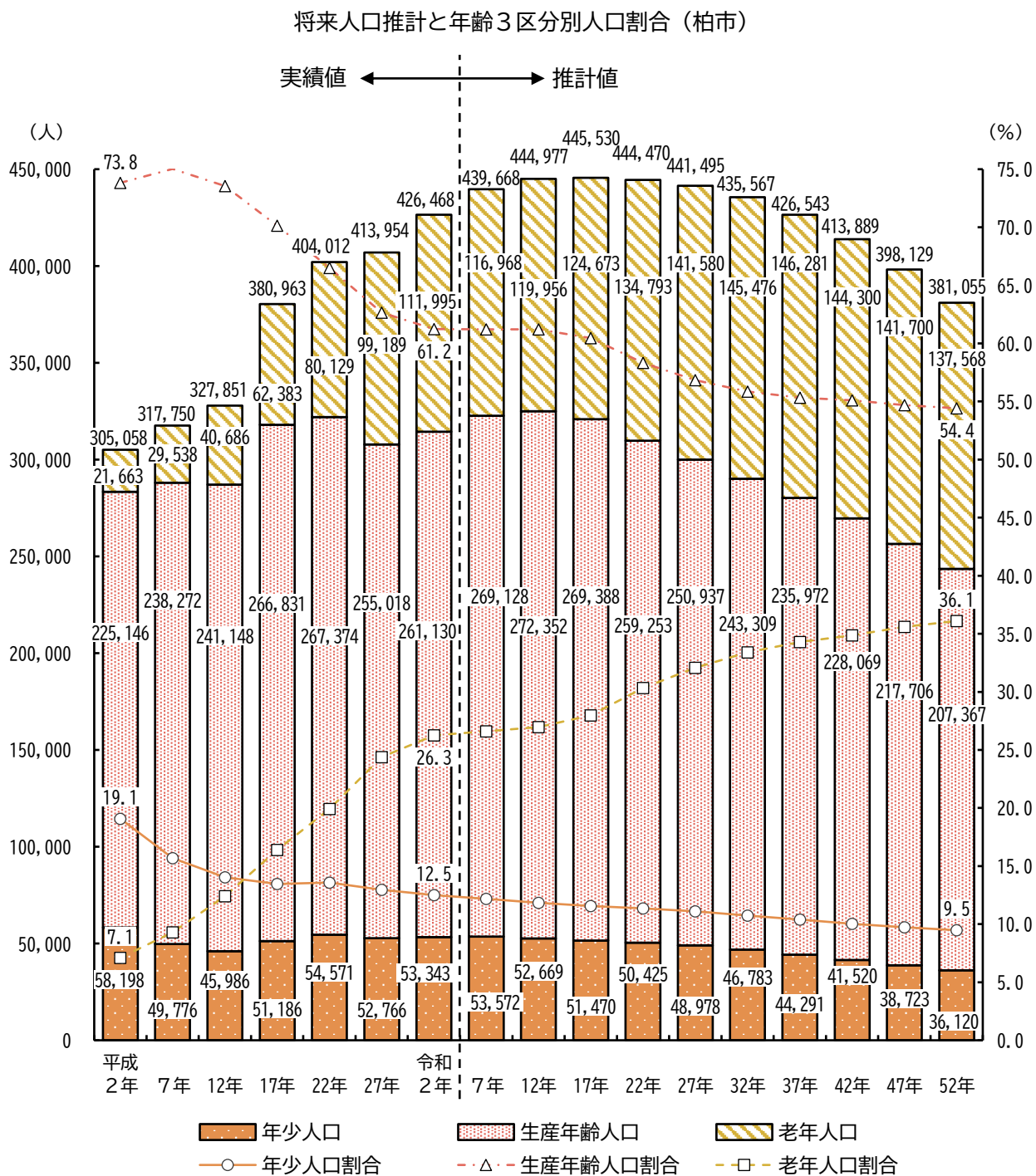
事業主が従業員の仕事と子育ての両立を図るため、雇用環境の整備などを具体的に定める計画のこと。従業員101人以上の企業は、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられている。事業所が、自社の女性の活躍に関する状況の把握・課題分析を基に目標を設定し、目標を達成するための具体的な取組内容まとめたもの。

2 | 本市の状況

(1) 将来人口推計と年齢3区分別人口割合

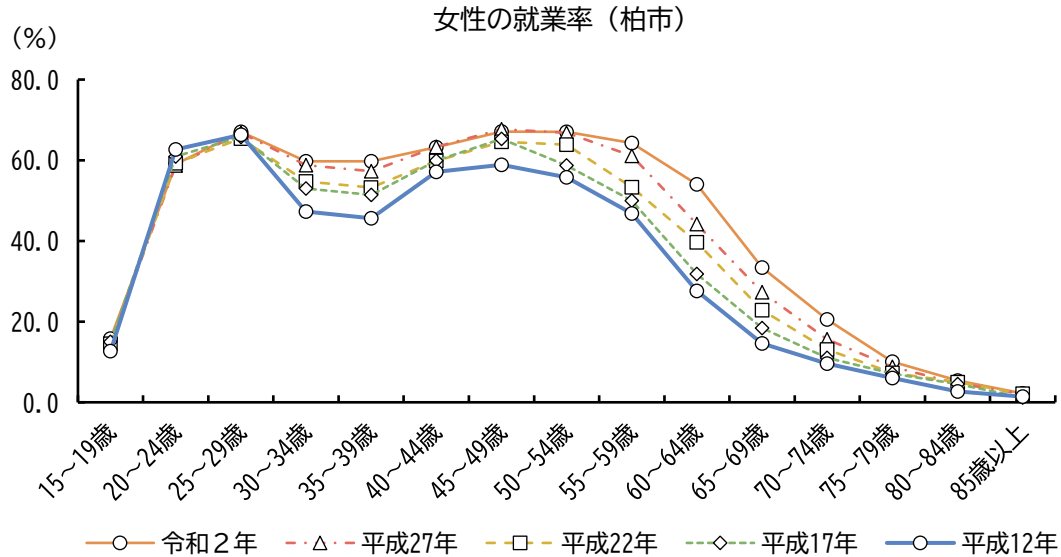
本市の人口は、これまで安定して増加しており、令和17年まではゆるやかに増加しますが、その後は減少に転じる見通しです。

老年人口は一貫して増加し、令和22年には30%を超えることが予測されています。



(2) 女性の就業

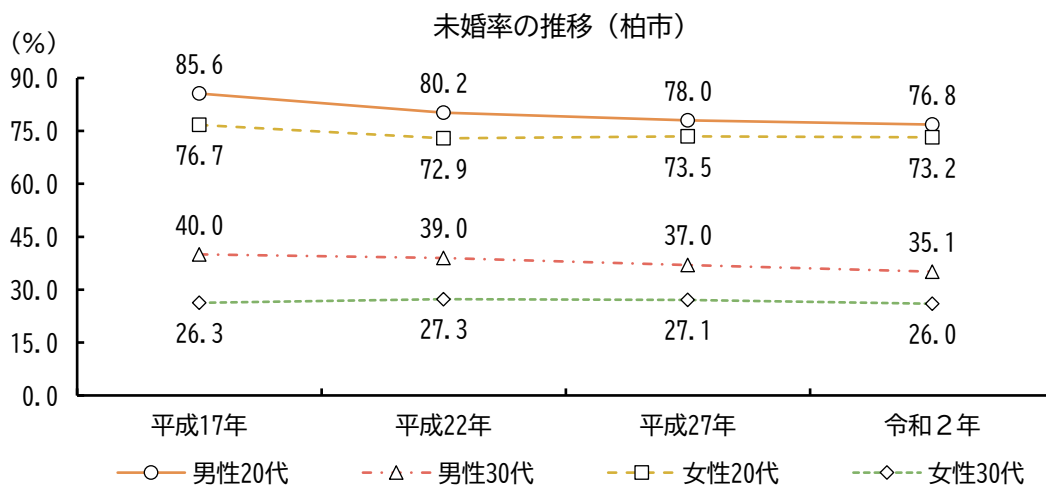
柏市の女性の就業率は子育て世代の30代が低くなっており、いわゆるM字曲線(※7)を描いています。しかし、年々その窪みは浅くなってきています。



(3) 結婚、出生率・数

① 未婚率の推移（柏市）

未婚率については、男女の20代と30代男性は、平成17年度から令和2年度にかけて多少減少しています。

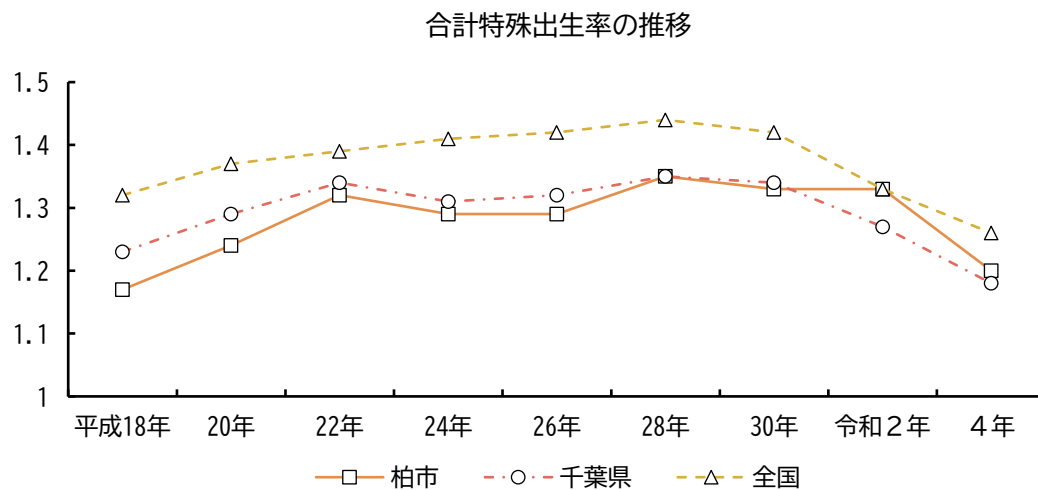


※7 M字曲線

日本の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になる。M字を描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多いことにある。

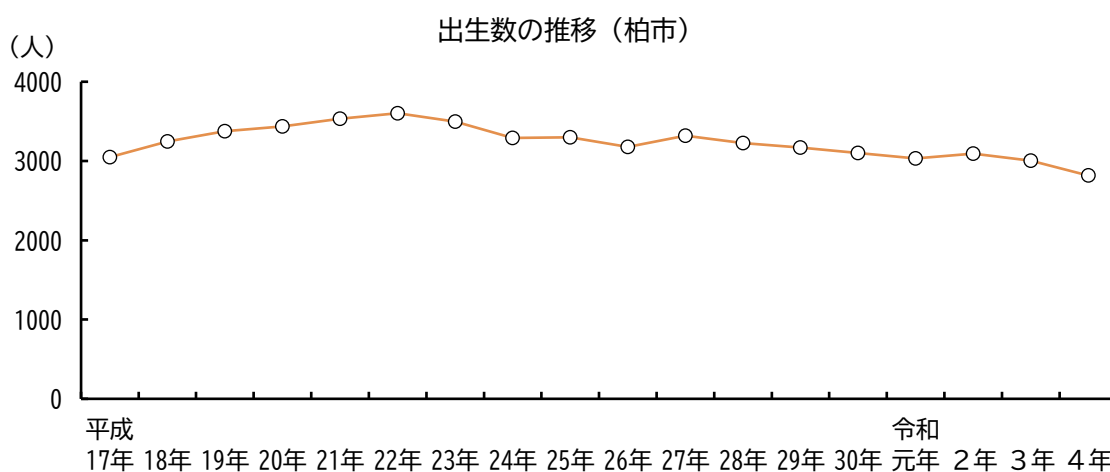
② 合計特殊出生率(※8)の推移

合計特殊出生率については、全国より低い値で推移しており、平成 28 年以降減少傾向にあります。



③ 出生数の推移（柏市）

出生数については平成22年までは増加していましたが、それ以降は増加する年もあったものの、徐々に減少していき、令和4年には2,817人となっています。



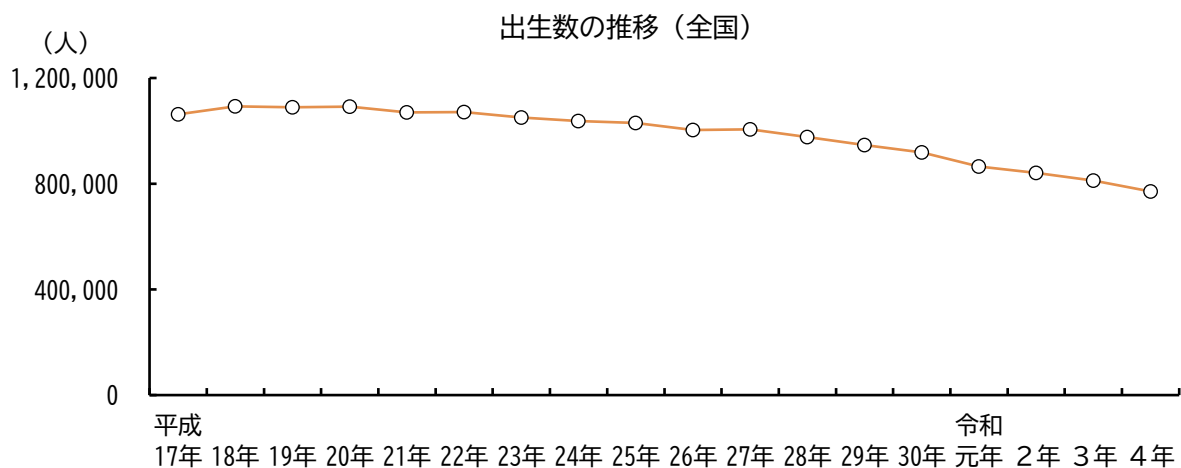
※8 合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1 人の女性が一生の間に産むことも数を表す。

④ 出生数の推移（全国）

全国では平成23年以降、下降傾向が顕著です。出生率が上昇しても子どもを産むことができる女性が減少しているため、出生数が減少していると考えられます。

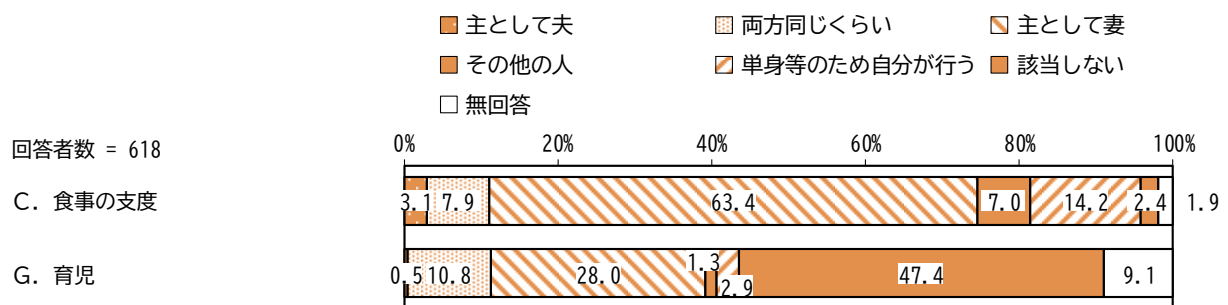
子どもを産みたいと思える社会にするには、男性も家事・育児に参加することが重要です。そのためには、男女ともに取得しやすい育児休業制度の充実、男性の意識づくり、職場がそれを認める環境づくりのほか、男性も利用しやすい施設の整備、子育ての場に男性を受け入れようという環境づくりが必要です。



資料：千葉県 人口動態統計

（3）家事・育児

日常的な事柄の現在の役割分担について、「食事の支度」では「主として妻」の割合が63.4%、「育児」では「主として妻」の割合が28.0%と、どちらも「両方同じくらい」「主として夫」を上回っています。

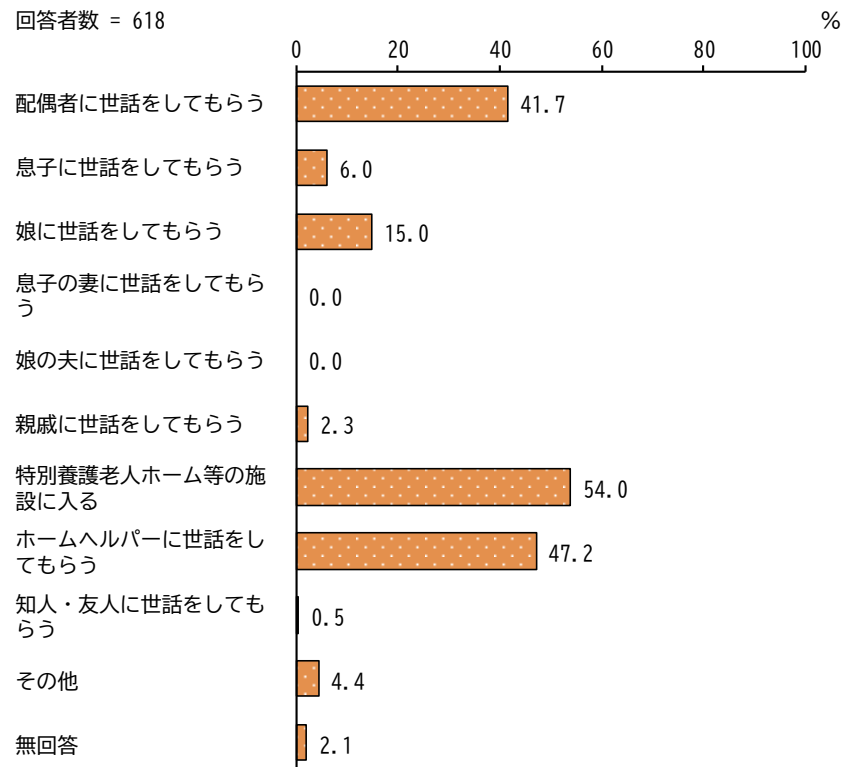


資料：市民意識調査

(4) 介護等

① 日常生活が不自由になったときの身の回りの世話をしてもらいたい相手

日常生活が不自由になったときの身の回りの世話をしてもらいたい相手について、「特別養護老人ホーム等の施設に入る」の割合が最も高く、5割を超えています。また、「配偶者に世話をしてもらう」「ホームヘルパーに世話をしてもらう」の割合が4割を超えています。



資料：市民意識調査

(5) 市民の意識

(令和4年度男女共同参画に関する市民意識調査より)

① 調査概要

調査地域	市内全域
調査対象	市内在住の満18歳以上の男女
標本数	2,000人
標本抽出	等間隔無作為抽出
調査方法	郵送法
調査期間	令和5年2月8日～令和5年2月17日

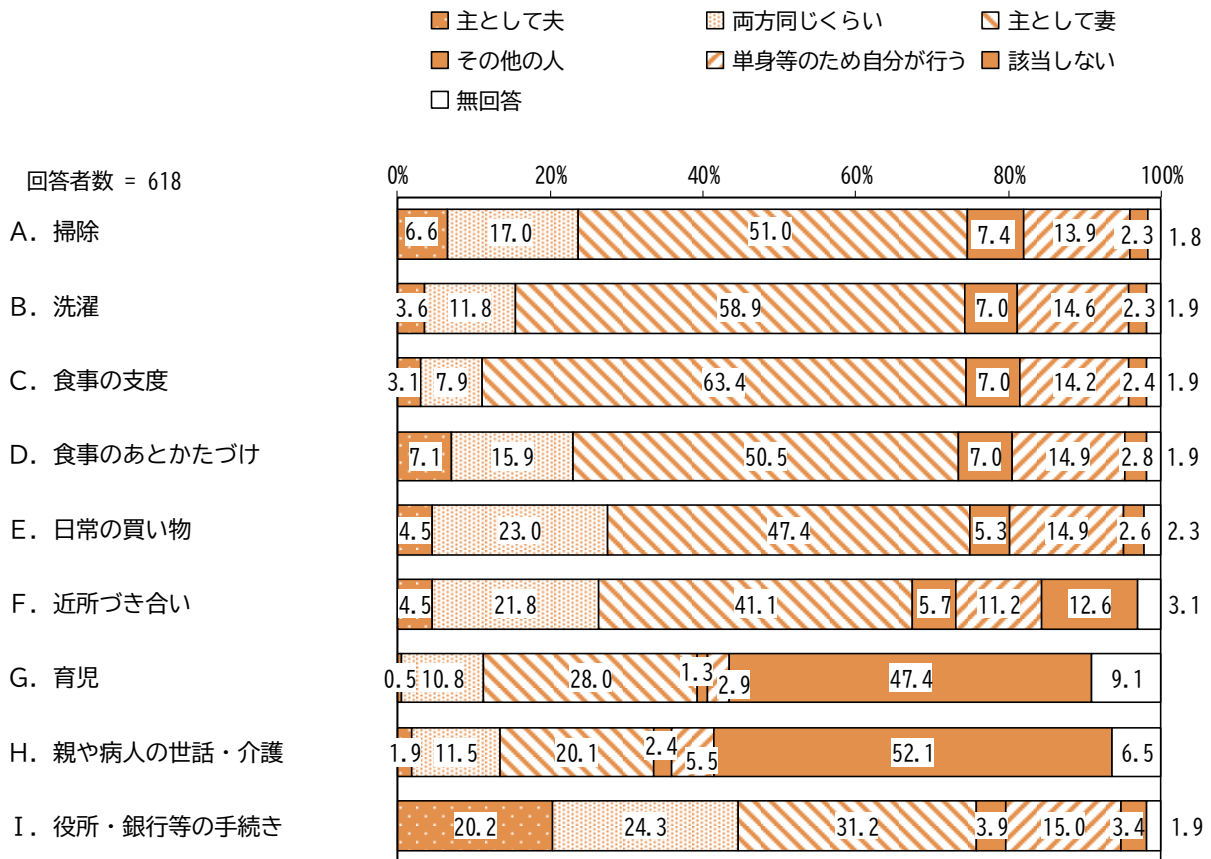
② 回収結果

	全体	女性	男性	その他	無回答
有効回収数(人)	618	361	242	2	13
有効回収率(%)	30.9	58.4	39.2	0.3	2.1

(6) アンケート結果について

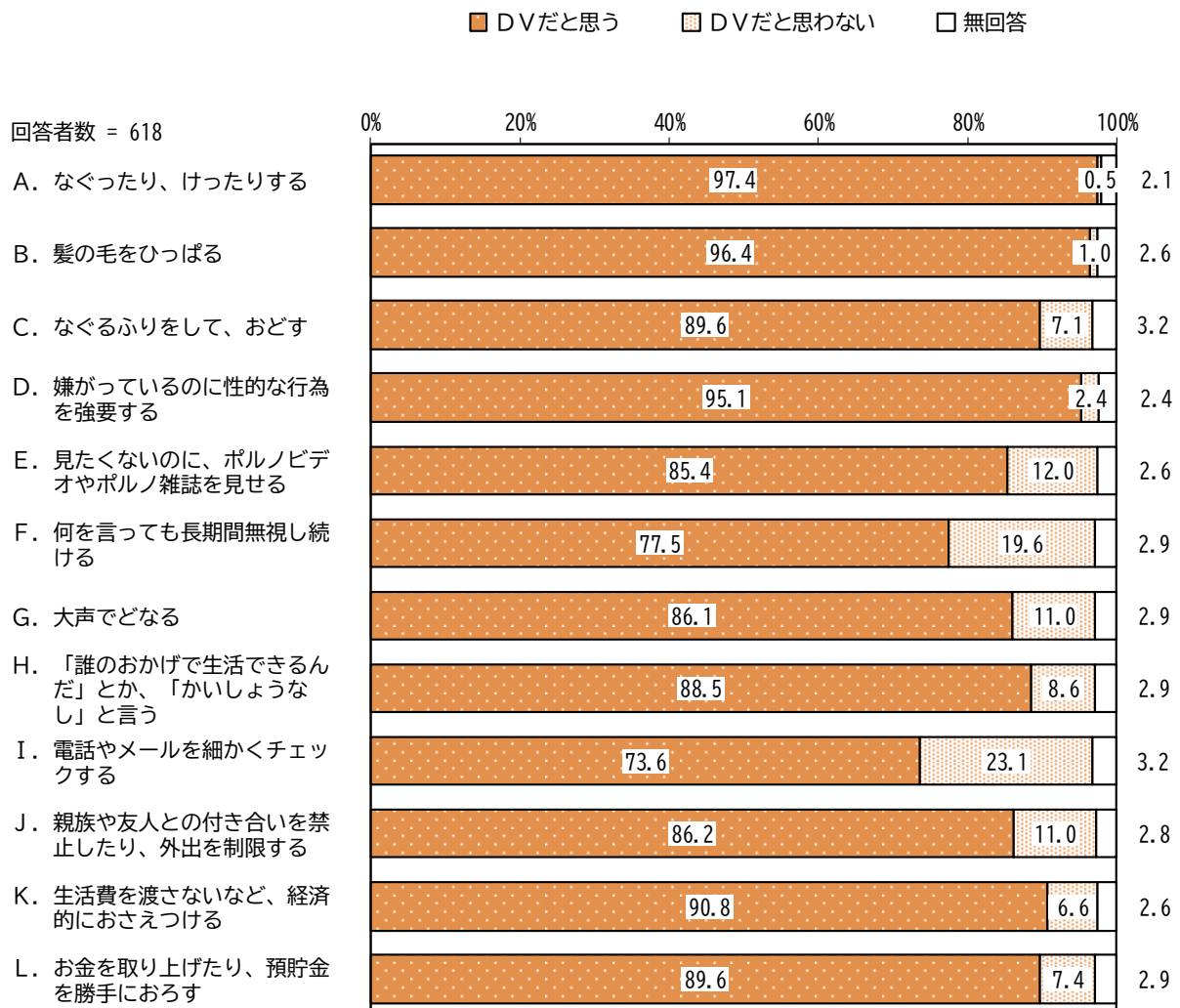
① 次のような日常的な事柄は、主に誰がしていますか。

日常的な事柄の現在の役割分担について、「食事の支度」など9項目中4項目は「主として妻」が半数を超え、他も「主として妻」が「両方同じくらい」「主として夫」を上回っています。



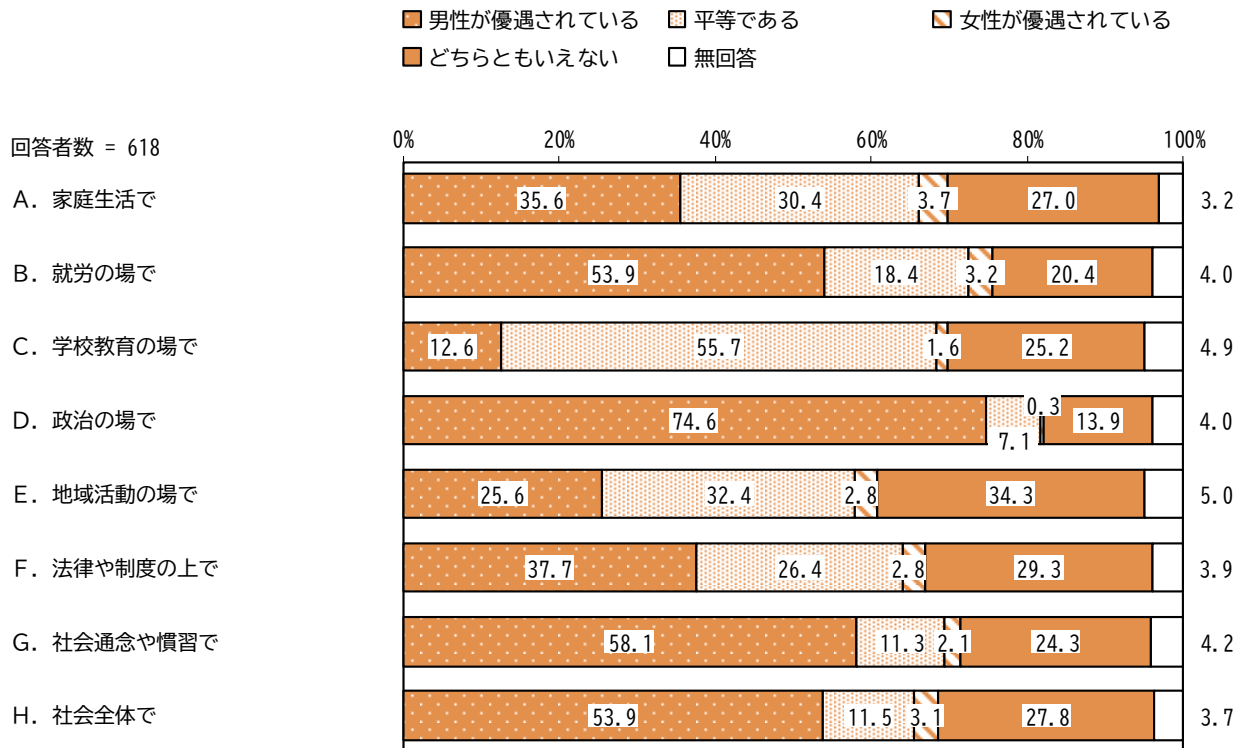
② 配偶者や恋人からの暴力をDV（ドメスティック・バイオレンス）と言いますが、あなたは次のような行為をDVだと思いますか。

DV（ドメスティック・バイオレンス）だということについて、「なぐったり、けったりする」など12項目中4項目で「DVだと思う」が9割を超え、6項目が8割台となっています。一方、「何を言っても長期間無視し続ける」「電話やメールを細かくチェックする」は「DVだと思う」が7割台と、他に比べ低くなっています。



③ あなたは、次の分野で男女は平等になっていると思いますか

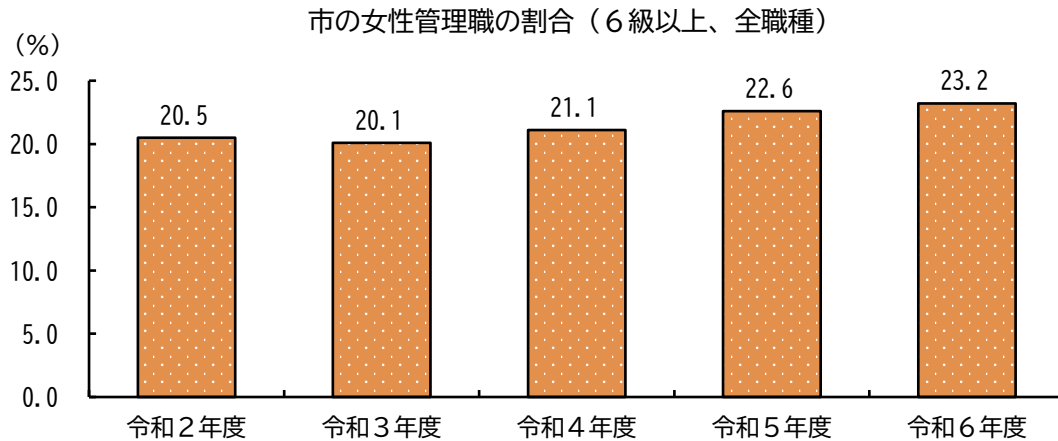
各分野での男女平等意識について、「平等である」は「学校教育の場で」が最も高く、5割を超えています。「男性が優遇されている」は「政治の場で」が7割を超え、「社会通念や慣習で」など3項目も5割台となっています。



(7) 市の政策・方針決定過程への女性の積極的参画と登用促進

① 市の女性管理職の割合（6級以上、全職種）

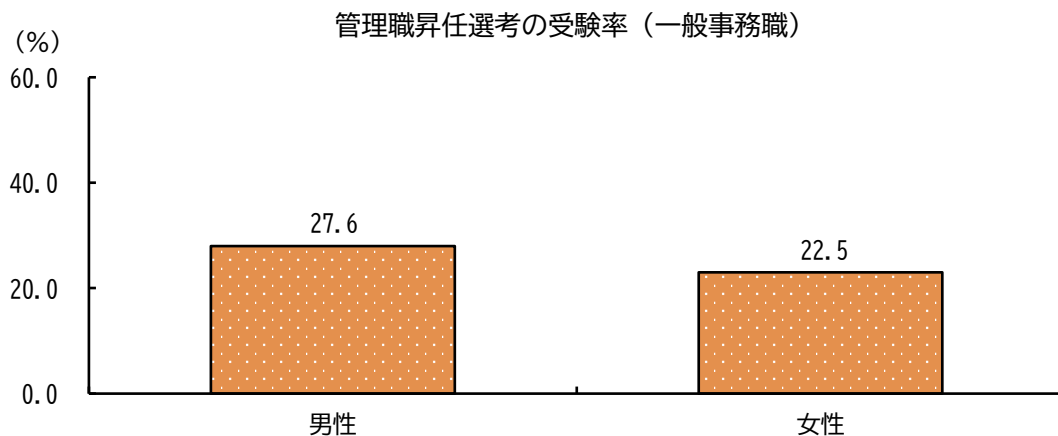
本市の女性管理職の割合は増加傾向にあり、令和6年度で23.2%となっています。



資料：次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画

② 管理職昇任選考の受験率（一般事務職）

令和5年度に実施した管理職昇任選考の受験率は、一般事務職で男性が受験対象の27.6%、同じく女性は22.5%となっています。

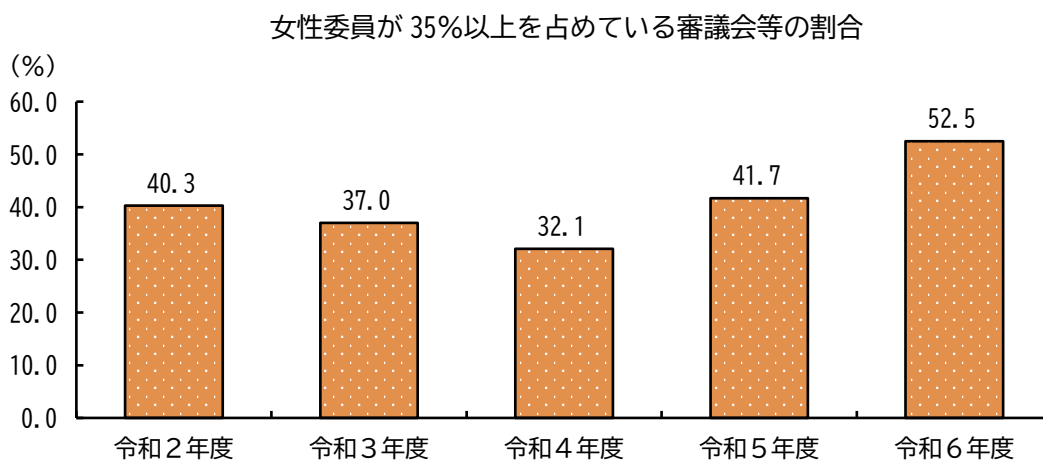


資料：庁内資料

③ 審議会等における女性委員の割合

一方、審議会等への女性の参画については、柏市附属機関等組織運営要領で委員の35.0%を下回らないことを規定していますが、これを満たす審議会等の割合は、本計画において目標値としている65%に達しておらず、まだまだ十分とはいえない状況です。

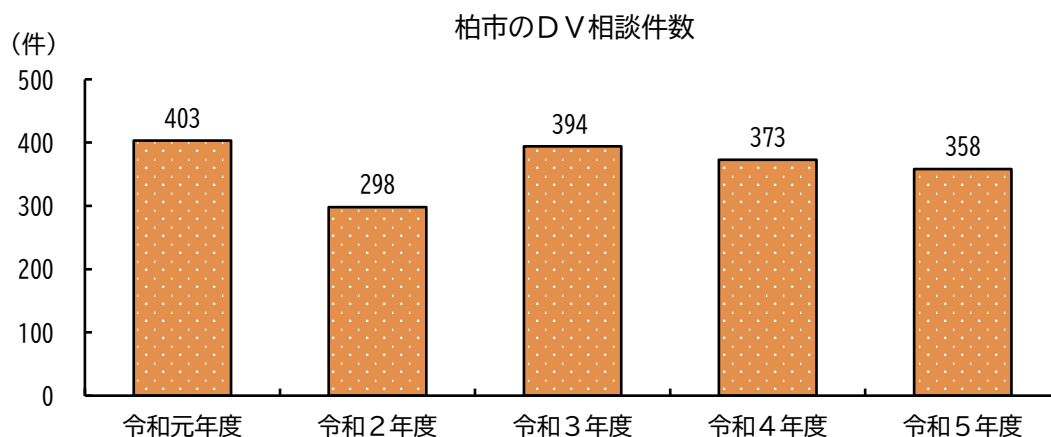
国では「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年）が成立し、301人以上の企業は、女性の活躍推進に関する行動計画を策定しなければならなくなりました。女性の活躍促進に向けた取り組みが国を挙げて進められています。



資料：庁内資料

(8) 柏市のDV相談件数

柏市のDV相談件数は増減を繰り返し、令和5年度で358件となっています。



資料：庁内資料



計画の基本的な考え方

1 | 基本理念

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、次の5つを掲げています。

本市では、これら5つの基本理念に基づき、男女共同参画を推進していきます。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 国際的協調

2 | 目指す姿

本市の目指す将来像は、柏市経営戦略方針（柏市第六次総合計画）において、「柏に関わる一人ひとりが想いを実現できるまち～多様な価値や人々がつながり、新たな価値の創造に挑戦～」を掲げています。

男女共同参画等を含む共生社会分野では、多様性を理解し、互いを尊重し合うことで、誰もが自分らしく活躍できる社会や性別、年齢、国籍の違いや障害の有無にかかわらず、誰もが互いの人権を尊重し、交流やスポーツ等様々な活動を通してつながり、暮らしや地域をともにつくっていく社会を目指しています。

本計画の目指す姿については、これまでの男女共同参画推進の取組みとの連続性、整合性から第三次計画の目指す姿を引き継ぐものとします。

【 計画の目指す姿 】

多様な生き方を認めあい 個性を生かせるまち 柏

3 | 基本目標

目指す姿に掲げる男女共同参画社会を実現するために、取り組むべき施策の主要な柱として、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 男女共同参画の理解促進及び多様性の尊重

男女が公正に社会に参画できるようにするための取組み、職場における女性の活躍の促進、教育の場における幼少期からの男女平等教育の充実、市による男女共同参画意識の啓発などの取組みを進め、性別を問わず誰もが希望する形で参画できる暮らしやすい社会づくりを図ります。

個々人が持つ多様な背景に関わらず、全ての人がお互いを尊重し、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現のために、性の多様性についての理解を深め、誰もが暮らしやすいまちづくりをめざします。

基本目標2 誰もが活躍できる環境づくり

男女共同参画社会の実現のためには、地域活動、福祉、防災・防犯等、様々な分野において、男女共同参画の視点をもった取組みの充実を図っていくことが必要不可欠です。引き続き、政策・意思決定過程への女性参画、地域活動の促進、高齢者や障がい者などが暮らしやすい環境整備、日常の安全確保と災害対策など、誰もがいきいきと安心して暮らすことのできるまちづくりをめざします。

家事・育児・介護等の多くを女性が担っている現状を踏まえると、男女共同参画社会の実現のためには、男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現し、男性も、家事・育児・介護等に主体的に関わる必要があります。こうしたことを念頭に、男女ともに安心して働ける職場づくりと働き方の見直しの推進、仕事と育児・介護等の両立支援の推進、生活上の困難を抱える人々に対する支援を進め、その人に合った多様な働き方と持続可能な生活ができる環境整備を図ります。

基本目標3 人権が尊重される環境づくり

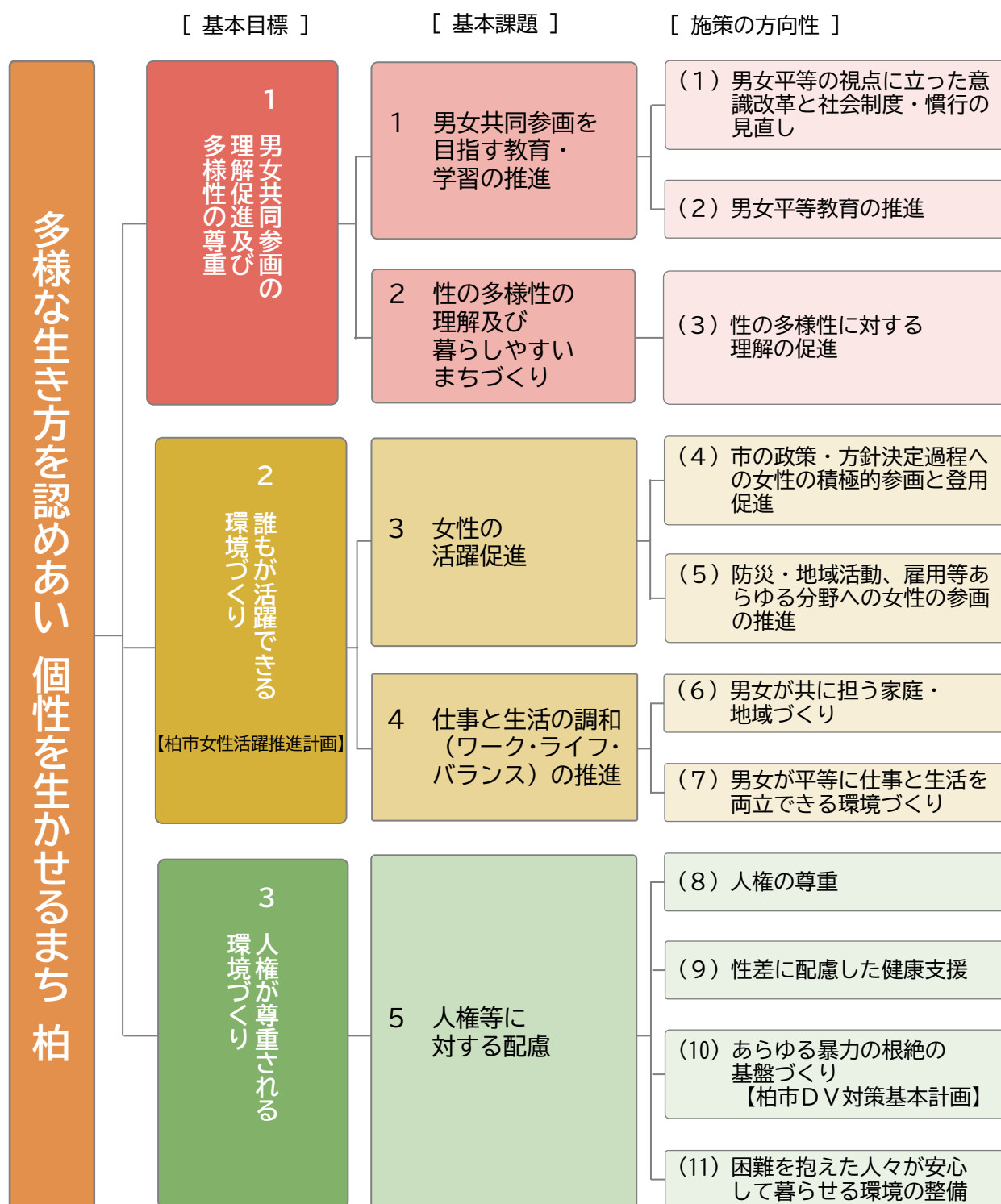
すべての人がいきいきと能力を発揮して活躍するには、健康で自立した生活を送ることができる環境が必要です。女性は男性とは異なる身体的特徴を持つとともに、成長段階に応じた様々な健康課題に配慮する必要がある、性と生殖に関する男女の平等な関係、同意、共同の責任が認識されるよう、啓発・情報提供を図ります。

暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるため予防啓発活動を行うとともに、相談窓口の周知や関係機関、庁内各課との連携による被害者の保護、自立に向けた迅速な被害者支援を行います。また、職場や教育現場におけるあらゆる虐待においても重大な人権侵害であることから、事業者や市民に対する啓発活動を進め、根絶をめざします。



基本計画

1 | 計画の体系



基本目標 1 | 男女共同参画の理解促進及び多様性の尊重

1. 男女共同参画を目指す教育・学習の推進

指標	現状値	令和11年
男女共同参画センター企画の講座等の受講者数	237人 (令和5年度)	355人 (令和10年度)
進路や職業を選択する際、性別を意識せずに選択した人の割合	71.9% (令和4年度アンケート調査より)	86%

(1) 男女平等の視点に立った意識改革と社会制度・慣行の見直し

【現状と課題】

本市では、男女平等意識をつくるための啓発活動の充実や社会制度・慣行の見直しを図ってきました。

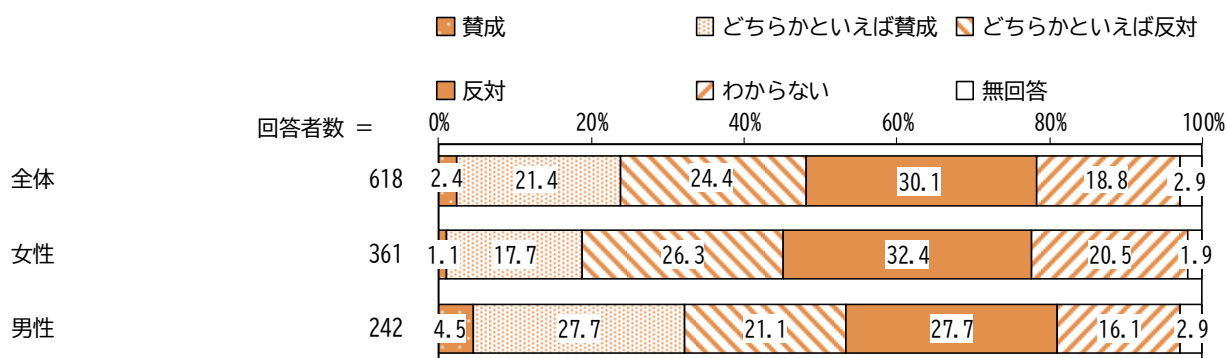
アンケート調査では、「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方について、「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた『賛成派』は3割、「どちらかといえば反対」と「反対」を合わせた『反対派』は全体の5割半ばで、前回調査と比べ、『反対派』は18.4ポイント増加しています。

性別にみると、『賛成派』は男性が3割で、女性より13.4ポイント多く、一方、『反対派』は女性が6割で、男性より9.9ポイント多く、依然として男女間で意識の差が伺えます。

「男女共同参画社会」形成のために取り組むべき施策について、男性では「イベント・講座の開催、情報誌の発行など、男女平等意識を啓発する事業の充実」が女性より10ポイント以上多くなっています。

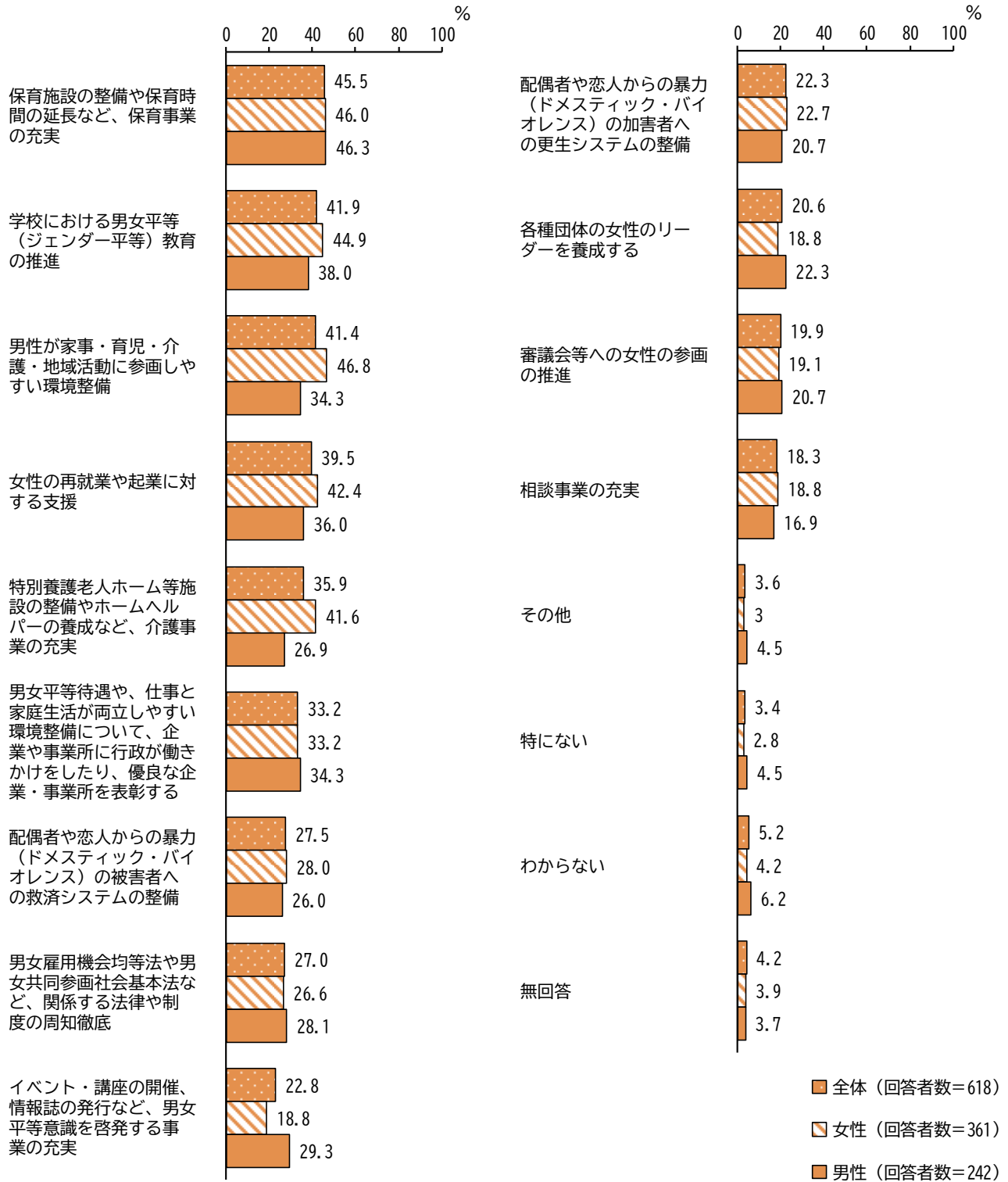
固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、広報・啓発活動、講演会等を行い、男女共同参画を進めることは男性にとっても女性にとっても暮らしやすくなるという理解を深めていくことが必要です。また、市民レベルで男女平等意識についての話し合いの場や人権意識の高揚に向けた取り組みが必要です。

「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方について



資料：市民意識調査

「男女共同参画社会」形成のために取り組むべき施策について



資料：市民意識調査

施策1 男女平等意識をつくるための啓発活動の充実

① 啓発事業の充実

固定的な性別役割分担意識(※9)の解消に向けて、男女共同参画社会やジェンダーにとられない環境づくりなどをテーマに講演会・シンポジウム・講座等を開催し、男女共同参画への理解を深めるための啓発を多様な情報媒体を活用して行います。

番号	具体的な施策	担当課
1	講座、シンポジウム、イベントの実施 男女共同参画の視点の重視 男性や若年者に向けた啓発	共生・交流推進センター (男女共同参画センター)
2	広報物等や男女共同参画週間における啓発の推進	共生・交流推進センター (男女共同参画センター)

② 男女平等に関する条約、法令等の周知

人権意識の高揚につながるよう、法や制度等の積極的な活用促進と理解を深めるための啓発に努めます。

番号	具体的な施策	担当課
3	女性差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法、女性の活躍推進法、育児・介護休業法、DV防止法等各種法律や制度の周知、法制度に関する学習機会の充実、男女共同参画条例に関する調査・研究	共生・交流推進センター (男女共同参画センター)

※9 固定的な性別役割分担意識

男性、女性を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

施策2 男女平等に関する研究と情報収集・提供 / 社会制度・慣行の見直し

① 男女平等に関する研究と情報収集・提供 / 社会制度・慣行の見直し

男女間格差や偏りを把握するため市民を対象に、男女平等に関する意識を調査・分析し、その結果を各種事業に反映させていきます。また、社会制度・慣行について、男女平等の視点に立って調査研究し、社会的合意を得ながら必要に応じて関係機関へ働きかけます。

番号	具体的な施策	担当課
4	男女平等に関する意識調査、男女別統計（ジェンダー統計等）の推進・情報収集・公表、社会制度・慣行の調査研究	共生・交流推進センター (男女共同参画センター)

(2) 男女平等教育の推進

【現状と課題】

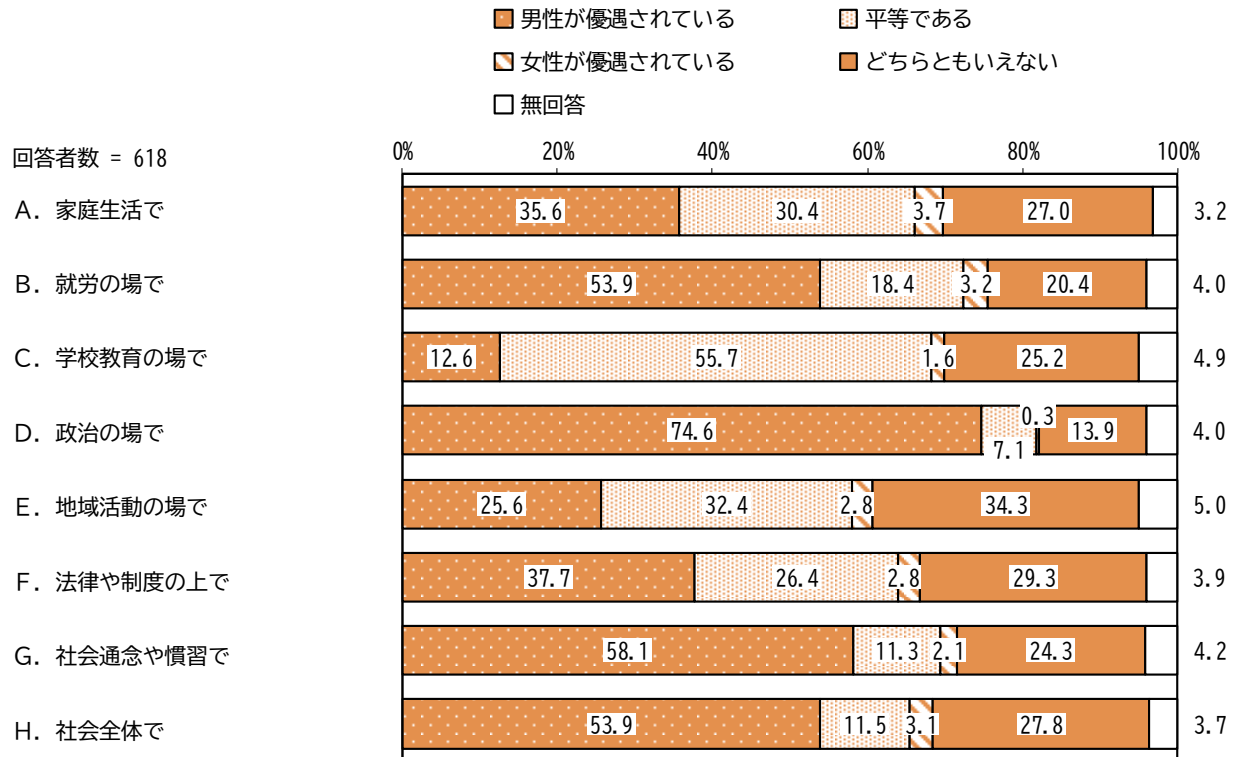
本市では、家庭教育における男女平等意識の啓発や保育園・幼稚園、学校における男女平等教育を推進してきました。

アンケート調査では、各分野での男女平等の意識について、「平等である」は「学校教育の場で」が最も多く、5割を超えています。「男性が優遇されている」は「政治の場で」が7割を超えて最も多く、「社会通念や慣習で」などが5割台となっています。8項目すべてで「男性が優遇されている」は女性、「平等である」は男性が多くなっており、男女間の意識の差が顕著になっています。

「男女共同参画社会」形成のために取り組むべき施策について、「学校における男女平等（ジェンダー平等）教育の推進」が4割を超えています。また、これに関連して「男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法など、関係する法律や制度の周知徹底」が3割、「イベント・講座の開催、情報誌の発行など、男女平等意識を啓発する事業の充実」が2割となっています。

今後も、学校教育の場だけでなく、家庭・地域など社会のあらゆる分野においても、性別に関わらず、子どもの個性を伸ばし、相手を尊重する人権感覚を身に付けさせる教育を充実し、将来の男女共同参画社会を担う人材を育てることが必要です。

各分野での男女平等の意識について



資料：市民意識調査

「男女共同参画社会」形成のために取り組むべき施策について

回答者数 = 618

保育施設の整備や保育時間の延長など、保育事業の充実

45.5

学校における男女平等（ジェンダー平等）教育の推進

41.9

男性が家事・育児・介護・地域活動に参画しやすい環境整備

41.4

女性の再就業や起業に対する支援

39.5

特別養護老人ホーム等施設の整備やホームヘルパーの養成など、介護事業の充実

35.9

男女平等待遇や、仕事と家庭生活が両立しやすい環境整備について、企業や事業所に行政が働きかけをしたり、優良な企業・事業所を表彰する

33.2

配偶者や恋人からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）の被害者への救済システムの整備

27.5

男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法など、関係する法律や制度の周知徹底

27.0

イベント・講座の開催、情報誌の発行など、男女平等意識を啓発する事業の充実

22.8

回答者数 = 618

配偶者や恋人からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）の加害者への更生システムの整備

22.3

各種団体の女性のリーダーを養成する

20.6

審議会等への女性の参画の推進

19.9

相談事業の充実

18.3

その他

3.6

特にない

3.4

わからない

5.2

無回答

4.2

資料：市民意識調査

施策1 家庭教育における男女平等意識の啓発

① 男女平等意識の啓発

男女平等の視点に立って家庭での教育が行われるよう啓発に努めます。

番号	具体的な施策	担当課
5	家庭教育学級等の充実、広報物等による啓発	生涯学習課 共生・交流推進センター (男女共同参画センター)

施策2 保育園・幼稚園における男女平等教育の推進

① 男女平等教育の推進 / 隠れたカリキュラム(※10)の見直し

生物学的性別に配慮しつつ、ジェンダーにとらわれず、個性や能力が伸ばせる環境づくりに努めます。また、保育士や保護者の何げない言葉かけや行動、慣行により、ジェンダー意識を助長しないよう点検、見直しに努めます。

番号	具体的な施策	担当課
6	一人ひとりの個性を尊重した教育・保育、幼稚園における男女平等意識の啓発、保育士を対象にした研修会の開催、隠れたカリキュラムの点検、見直し	保育運営課 共生・交流推進センター (男女共同参画センター)

※10 隠れたカリキュラム

学校教育や保育において、国が定めた教育課程(正規のカリキュラム)・保育内容以外の、教師や保育士の人となりや言動、行事や慣行、進路指導等、無意識のうちに子ども達に影響を与える事柄を指す。

施策3 学校における男女平等教育の推進

① 男女平等教育の推進 / 隠れたカリキュラムの見直し

「男女共同参画社会」形成のために学校における男女平等（ジェンダー平等）教育を推進するため、必要な人権尊重や男女平等の意識を育て、性別にとらわれず個性を尊重した教育・指導に努めます。また、学習教材や学校慣習等において、ジェンダー意識を是認したり、助長している慣行等についての点検、見直しを図っていきます。

番号	具体的な施策	担当課
7	性別にとらわれない教育の推進、教職員対象の男女平等教育研修の実施、多様な生き方を選択できる進路指導、隠れたカリキュラムの点検、見直し	児童生徒課

施策4 社会における男女平等に関する生涯学習の推進

① 男女平等に関する学習機会の充実

男女平等の視点に立った学習ができるよう、学習機会の充実を図ります。

番号	具体的な施策	担当課
8	男女平等に関する学習資料・情報の提供	図書館 共生・交流推進センター (男女共同参画センター)

② 学習環境の整備

様々なニーズに応じて学習機会が確保されるよう、開催日時等に配慮し、学習しやすい条件整備や学習プログラムの充実に努めます。

番号	具体的な施策	担当課
9	様々な人が参加しやすい開催日時等への配慮 開催時の保育、介護サービスの充実	共生・交流推進センター (男女共同参画センター) 関係部署

2. 性の多様性の理解及び暮らしやすいまちづくり

指標	現状値	令和11年
性的少数者の周知度 (市民向け)	—	15%
性的少数者の周知度 (職員向け)	—	60%

(3) 性の多様性に対する理解の促進

【現状と課題】

多様性を認め合い、誰もがいきいきと生きることができる差別のない社会は、男女共同参画社会の実現につながります。

性的指向・性自認等の違いによる多様性を尊重し、互いを認めあう社会を築くために、市民に対する性の多様性を尊重する意識を醸成する啓発の実施及び性的マイノリティ(※11)当事者への支援が必要です。

※11 性的マイノリティ

性的少数者のこと。レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性別違和を有する人）、クエスチョニング（性的指向や性自認が定まっていない人）の頭文字をとった「LGBTQ」があるが、それ以外にも多様な性（性別）のあり方が存在する。

施策1 性の多様性に対する理解の促進及び性の多様性を尊重する環境の整備

① 柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の周知啓発

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について理解を得るため、広く周知するとともに、宣誓者が利用できる行政サービスの充実を図ります。

番号	具体的な施策	担当課
10	広報物等による情報の提供 届出者が利用できる行政サービスの充実	共生・交流推進センター (男女共同参画センター) 関係部署

② 多様な性のあり方に対する理解の促進

多様な性のあり方について正しく理解し、差別や偏見をなくすよう、教育や啓発を推進します。

番号	具体的な施策	担当課
11	多様な性のあり方についての教育 広報物等による啓発	児童生徒課 学校教育課 共生・交流推進センター (男女共同参画センター)

③ 性的マイノリティを尊重する意識の醸成

性的マイノリティへの偏見をなくし、一人ひとりの性に関する自己決定権が尊重されるよう、学習の機会や情報提供などの啓発をすすめます。

番号	具体的な施策	担当課
12	性的マイノリティに対する理解の啓発 広報物等による情報の提供	共生・交流推進センター (男女共同参画センター)

基本目標2 | 誰もが活躍できる環境づくり

3. 女性の活躍促進

指標	現状値	令和11年
市の女性管理職の割合 (6級以上、全職種)	23.2% (令和6年度)	30%
女性委員が35%以上を 占めている審議会等の 割合	52.5% (令和6年度)	65%
防災推進員における女性 の割合	14.3% (令和6年度)	25%
町会長・自治会長・区長 等における女性の割合	11.19% (令和6年度)	13.33%

(4) 市の政策・方針決定過程への女性の積極的参画と登用促進

【現状と課題】

本市では、政策・方針決定の場への女性の登用の促進、女性のエンパワーメントに向けての環境整備を図ってきました。

アンケート調査では、「男女共同参画社会」形成のために取り組むべき施策について、「審議会等への女性の参画の推進」は2割となっています。

様々な活動の中で、男女双方がバランスよく意思決定過程に参画できるような仕組みづくりを、一層促進する必要があります。

女性の現実の働き方について、「子どもができて、ずっと仕事を続ける」が約3割で最も多いが、理想に比べ1割程少なくなっています。また「子どもができたらず仕事をやめ、大きくなったら再び仕事（フルタイム）を持つ方がよい」も理想に比べ少なく、「子どもができたらず仕事をやめ、大きくなったら再び仕事（パートタイム）を持つ方がよい」は1割程度多くなっており、女性の就労意向に対して現実とのギャップが伺えます。

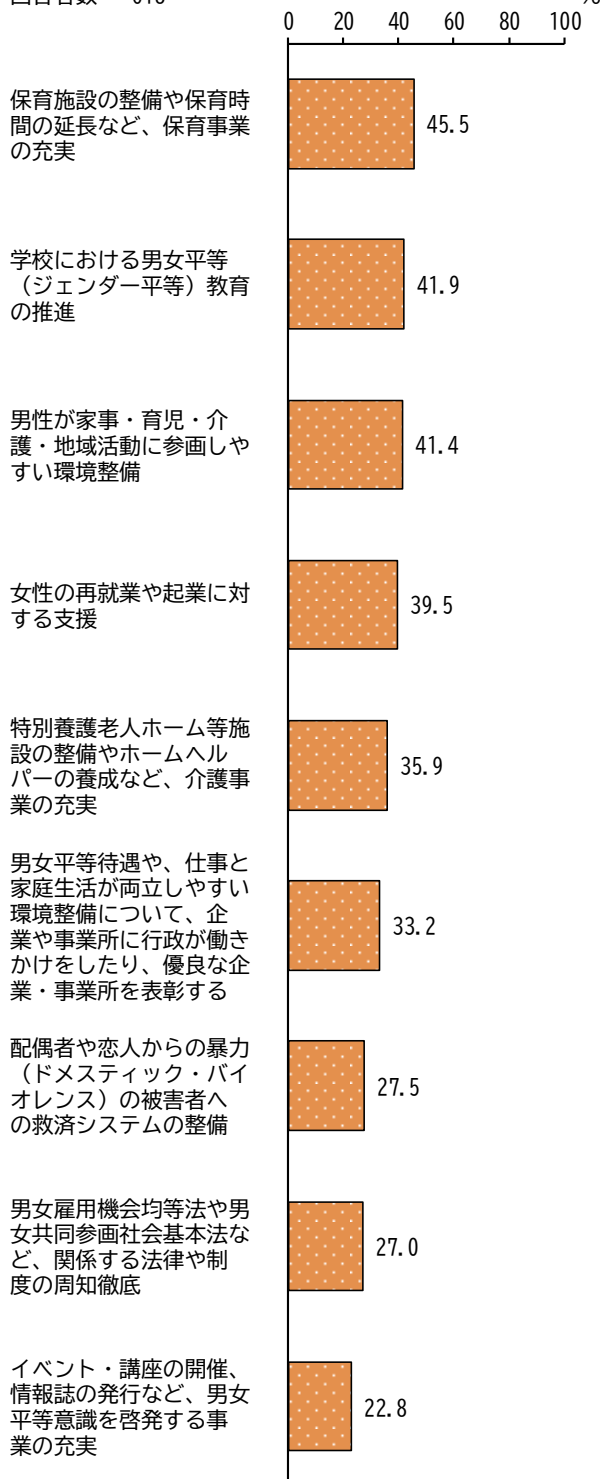
また、「男女共同参画社会」形成のために取り組むべき施策について、「女性の再就業や起業に対する支援」は4割と多くなっています。

働く場における男女共同参画のより一層の推進に向け、男女双方の意識改革とともに、管理職層に対し、経営戦略上の女性活躍の意義などについて理解の促進を図ることが必要です。

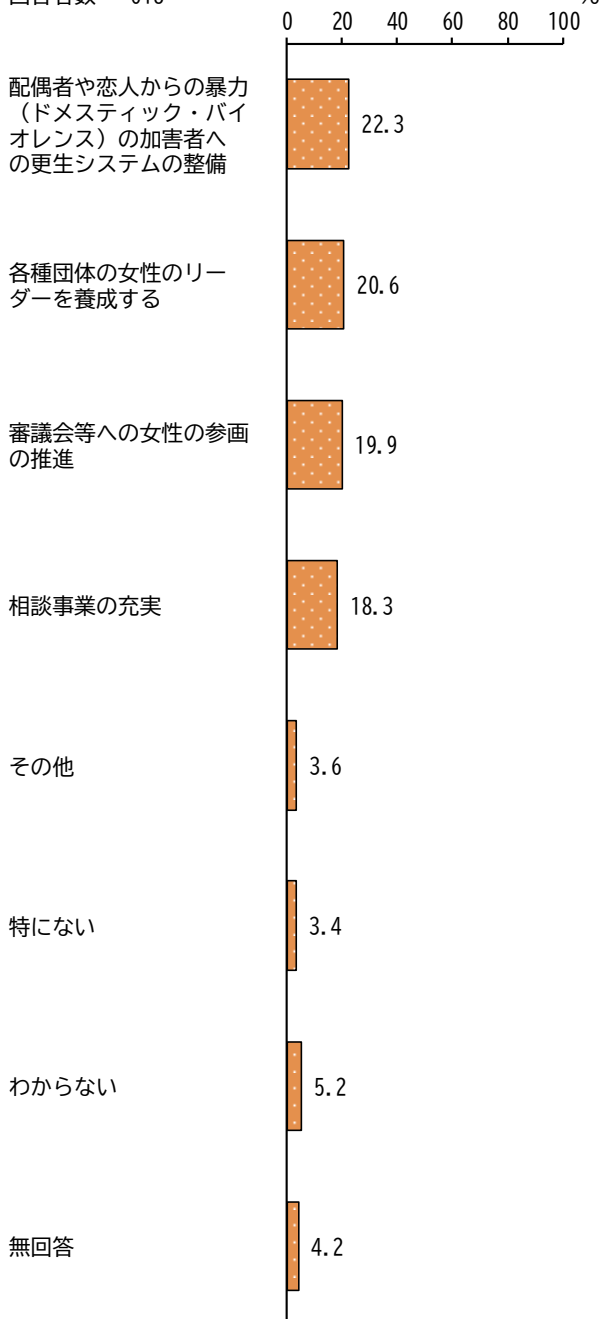
また、女性のキャリア(※12)形成を支援することや、継続就労に役立つ子育て支援施策や働く上で必要な労働法等の情報提供を行うことはとても重要です。また、就労に向けての情報・知識や働き方について考える機会の提供を行う必要があります。

「男女共同参画社会」形成のために取り組むべき施策について

回答者数 = 618



回答者数 = 618

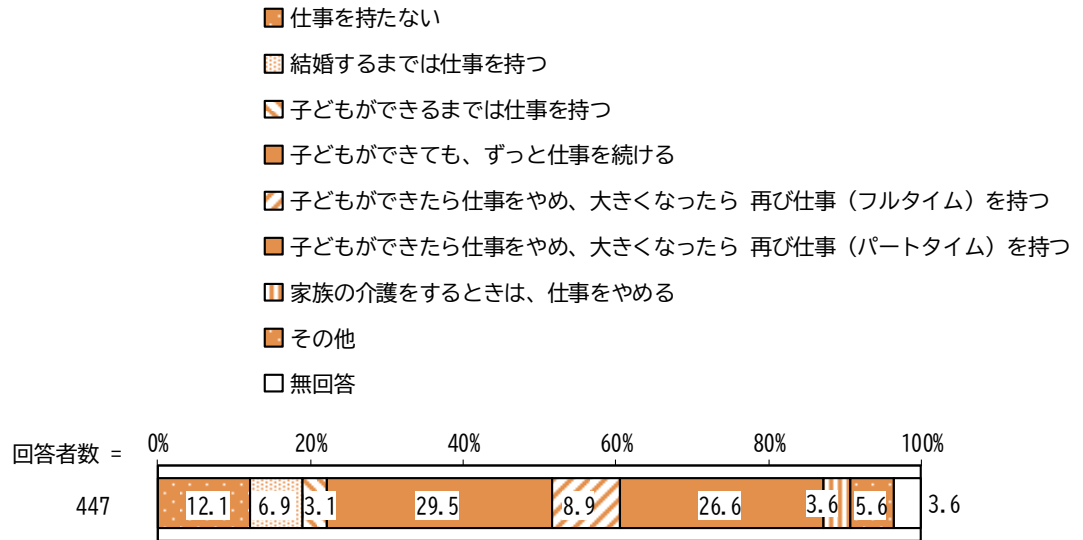


資料：市民意識調査

※12 キャリア

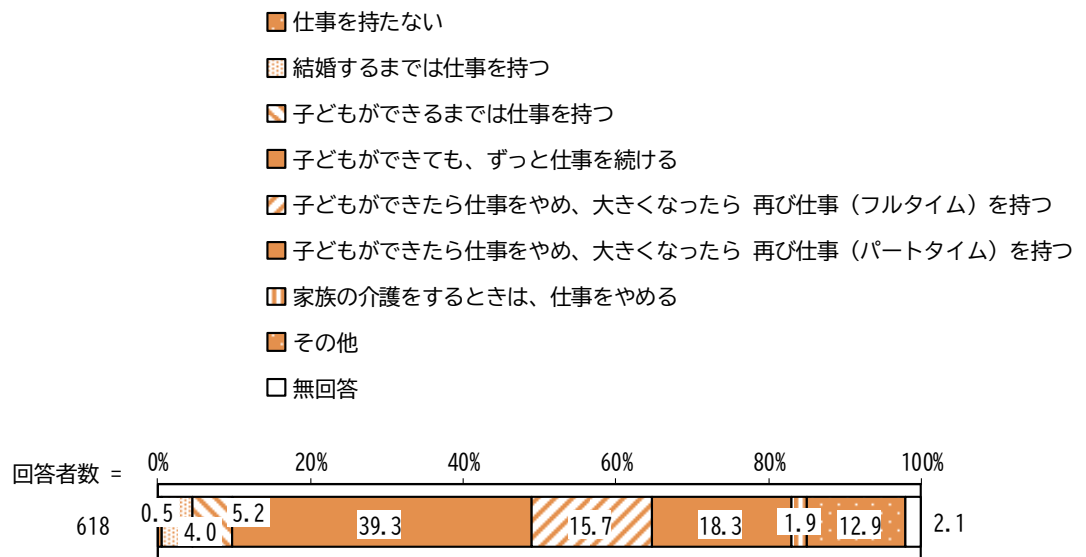
個人が職業生活を通じて積み重ねた職業的な経歴や経験。職種、業界、役職、地位などの職歴を含む。

女性の現実の働き方について



資料：市民意識調査

女性の理想の働き方について



資料：市民意識調査

施策1 政策・方針決定の場への女性の登用促進

① 審議会等への女性の登用促進

市の政策・方針決定に関わる審議会等で一方の性に偏ることなく、先進事例について調査・研究し、市民の声を市政に反映させるよう努めます。また、個々の審議会等についても注視していきます。

番号	具体的な施策	担当課
13	審議会等で一方の性が35%を下回らない委員構成	行政課 共生・交流推進センター (男女共同参画センター)
14	公募制度の推進と公募枠の拡大	行政課
15	クオータ制(※13)、先進市の取り組みの調査・研究	行政課 共生・交流推進センター (男女共同参画センター)

② 女性職員の管理職への積極的登用

市の女性職員の管理職への登用を積極的に図っていきます。

番号	具体的な施策	担当課
16	女性職員の管理職への積極的な登用	人事課

施策2 女性のエンパワーメント(※14)に向けての環境整備

① 人材リストの整備と活用

男女共同参画社会の実現への尽力が可能な個人および団体のリストを整備します。また、審議会等の女性委員の登用率を高めるため、リストの活用を図ります。

番号	具体的な施策	担当課
17	女性人材リストの整備・活用	共生・交流推進センター (男女共同参画センター)
18	性別にとらわれない職員の採用・配置	人事課

※13 クオータ制

ポジティブ・アクションの手法の一つであり、人権や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと。

※14 エンパワーメント

「力をつけること」。自らの意識と能力を高め、政治的、社会的、文化的または経済的に力を持ち、社会を変革していく存在となることをいう。

② 女性のエンパワーメントに向けての学習プログラムの充実

女性の意識改革にむけ、女性がエンパワーメントに必要な知識や能力を身につけるために学習プログラムの充実を図ります。

番号	具体的な施策	担当課
19	男女共同参画センターでの講座の開催	共生・交流推進センター (男女共同参画センター)

(5) 防災・地域活動、雇用等あらゆる分野への女性の参画の推進

【現状と課題】

本市では、防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画、男女共同参画の視点に立った地域防災計画等の見直し、雇用における女性の参画促進、農業における男女のパートナーシップの確立と起業者への支援等を進めてきました。

アンケート調査では、現在参加している地域活動としては、「趣味・スポーツ・教養・文化に関する活動」「町内会・自治会などの活動」が1割台、それ以外は1割未満となっています。今後参加したい、または引き続き行いたい地域活動としては、「趣味・スポーツ・教養・文化に関する活動」が3割近くで最も多く、「災害の予防や救助に関する活動」など7項目が1割台となっており、いずれも男性の方が多くなっています。

地域は生活の場であり、男女ともに心豊かで生活しやすい地域社会を構築するために、働いているいないにかかわらず、男女が共に地域活動に参画し、地域ぐるみで活性化を図ることができるようにする必要があります。

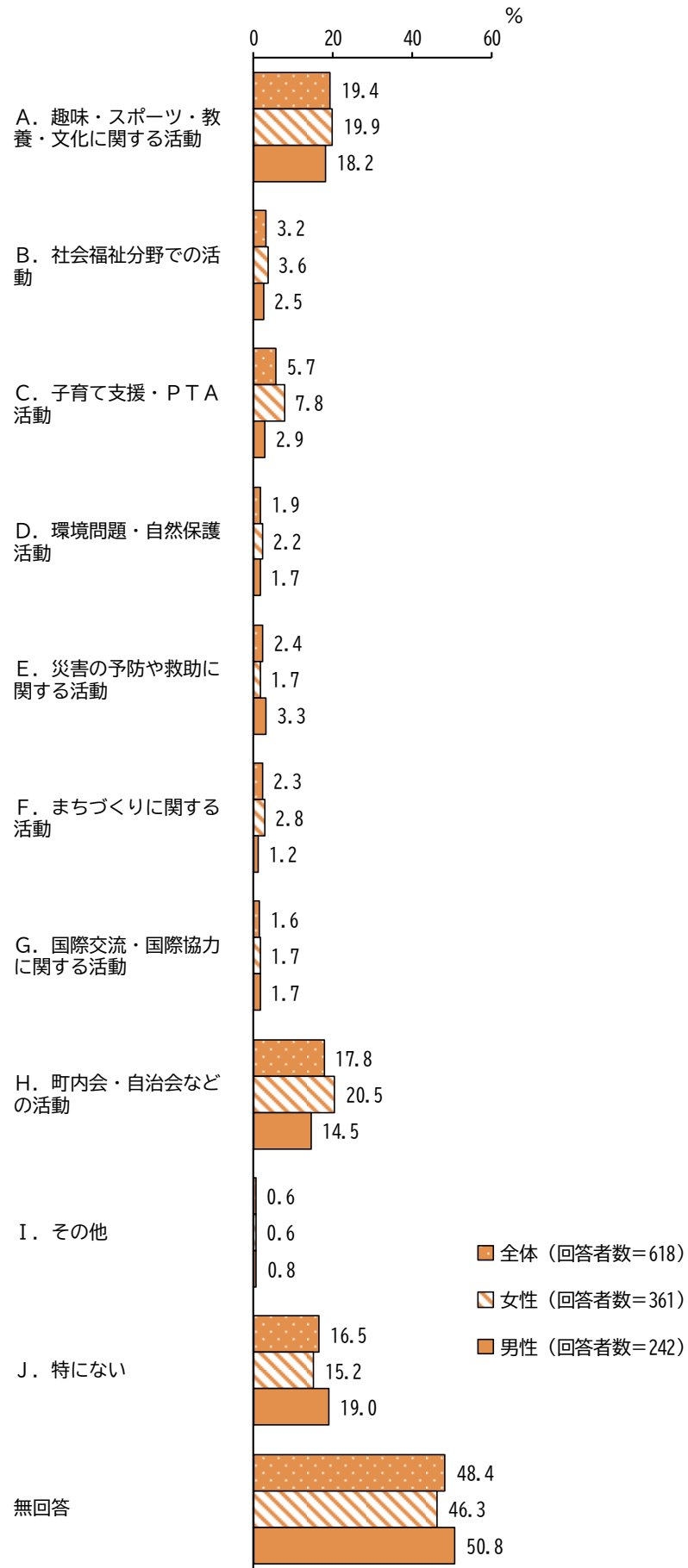
また、災害の多い昨今の状況から、日頃から男女共同参画の視点を踏まえた防災対策を講じておく必要があることから、町会・自治会においても男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の取り組みを、さらに推進していく必要があります。

さらに、被災時の避難所における男女のニーズの違いなどに配慮した災害対応を推進することが求められています。

また、進路や職業を選択する際の性別意識について、『性別を意識して選択した』が2割台、『性別を意識せずに選択した』が7割台となっています。『性別を意識して選択した』は女性で約3割と男性より1割以上多くなっています。

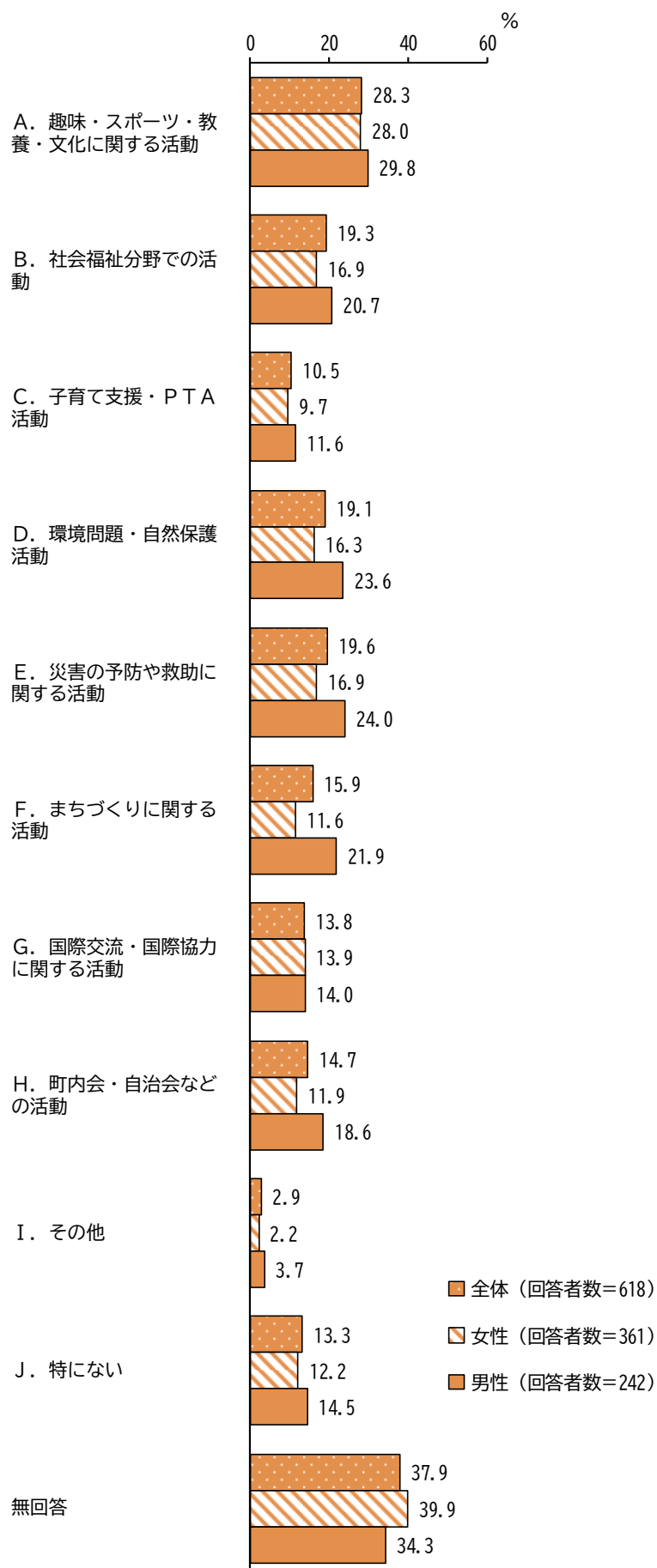
今後、職場においては、仕事の内容や賃金、待遇、昇進・昇格の機会などの男女差別をなくすとともに、性別に関わらず多様で柔軟な働き方を選択できる職場づくりと働き続けられる職場づくりを進める必要があります。

現在参加している地域活動



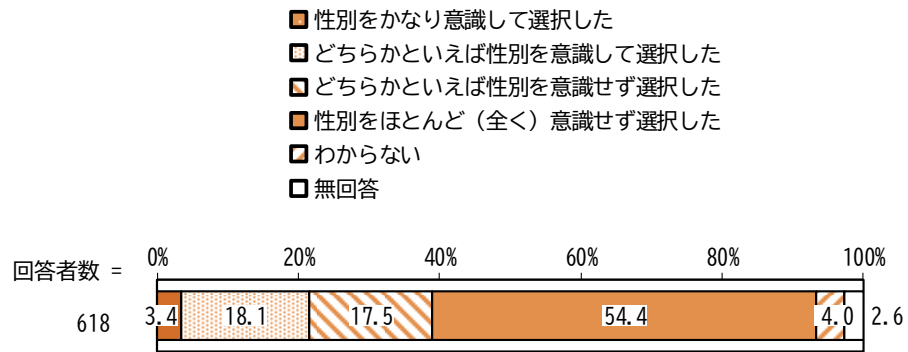
資料：市民意識調査

今後参加したい地域活動、または引き続き行いたい地域活動



資料：市民意識調査

進路や職業を選択する際の性別意識について



資料：市民意識調査

施策1 防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画

① 女性消防職員の積極的採用・登用

防災の現場に女性職員が配置されるよう、女性消防職員について、積極的な採用・登用に努めます。その人材育成や管理職への登用の機会を拡充します。

番号	具体的な施策	担当課
20	女性消防職員の採用、人材育成と管理職への積極的登用	消防職員課

② 女性リーダーの育成

災害時・復興活動における女性防災リーダー（市の女性管理職）の育成に努めます。

番号	具体的な施策	担当課
21	女性防災リーダーの育成	防災安全課

施策2 男女共同参画の視点に立った地域防災計画等の見直し

① 男女共同参画の視点に立った地域防災計画等の見直し

地域防災計画・各種対応マニュアル・支援策に、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方に充分配慮しているかの視点を踏まえるよう努めます。

番号	具体的な施策	担当課
22	地域防災計画等の点検および見直し	防災安全課 共生・交流推進センター (男女共同参画センター)

② 災害時における女性の人権の尊重

災害時における女性をめぐる問題を人権問題の観点から洗い出し、地域防災計画等の運用に活かします。

番号	具体的な施策	担当課
23	災害時の女性問題及び解決策の検討 避難所生活等を含めた災害時の男女共同参画の視点に立った配慮	防災安全課 共生・交流推進センター (男女共同参画センター)

施策3 雇用における女性の参画促進

① 管理職等への女性登用についての啓発及び就職希望者への支援

女性労働者の職域の拡大、研修などによる能力開発、管理職への登用を図るよう事業主に対して働きかけます。また、性別によって進路や職業の選択の幅が狭まることがないよう、女性の職業能力を向上させ、より適した職業を見つけるため、相談・支援等の充実を図ります。

番号	具体的な施策	担当課
24	ポジティブ・アクション普及に向けた情報提供、就労に関する情報の提供、ハローワークと連携した就労支援活動の強化	共生・交流推進センター (男女共同参画センター) 産業政策・スタートアップ推進課

施策4 農業における男女のパートナーシップの確立と起業者への支援

① 農業委員・農協役員への女性登用の働きかけ

農業委員・農協役員への女性の登用を働きかけます。

番号	具体的な施策	担当課
25	農業委員・農協役員への女性登用の働きかけ	農業委員会事務局 農政課

② 女性経営者への支援

女性のキャリア形成を支援するため、起業を希望する女性に関連情報を提供します。

番号	具体的な施策	担当課
26	起業に関する情報の提供	産業政策・スタート アップ推進課

施策5 地域活動における女性の参画促進

① 女性が役員会等の意思決定の場へ参画の働きかけ

女性が役員会等の意思決定の場へ参画できるよう、働きかけます。

番号	具体的な施策	担当課
27	地域活動・市民活動の情報収集と提供、地域コミュニティ活動への女性登用の働きかけ	市民活動支援課 共生・交流推進センター (男女共同参画センター)

4. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）（※15）の推進

指標	現状値	令和11年
市の男性職員の育児休業 取得率	54.5% (令和5年度)	85%
認可保育園等の国基準の 待機児童数	0人 (令和6年度)	0人
「男は外で働き、女は家庭 を守るべきである」という 考え方に賛成又はどちらか と言えば賛成の割合	23.8% (令和4年度アンケ ート調査より)	12%

（6）男女が共に担う家庭・地域づくり

【現状と課題】

本市では、家庭生活・地域活動への男女共同参画を推進してきました。

アンケート調査では、日常的な事柄の理想的な役割分担としては、「洗濯」「食事の支度」は「両方同じくらい」が6割台、それ以外は7割を超えています。前回調査と比べて「両方同じくらい」が増加しています。現在の役割分担として「食事の支度」など9項目中4項目は「主として妻」が半数を超え、他も「主として妻」が「両方同じくらい」「主として夫」を上回っており、理想では「両方同じくらい」の意識は高まっていますが、現実には女性が担う場合が多くなっています。

また、男性が家事・育児・介護・地域活動に参加するためには、「夫婦・家族間のコミュニケーションをよく図る」が5割以上と最も多くなっています。女性は「労働時間の短縮や休暇制度の普及」「男性が家事等に参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす」、男性は「労働時間の短縮や休暇制度の普及」が多くなっています。

男女共同参画の視点から、男性も女性も互いに協力し合い分担することで、仕事と家庭生活、地域活動等を調和させた豊かな暮らしを実現することが求められます。

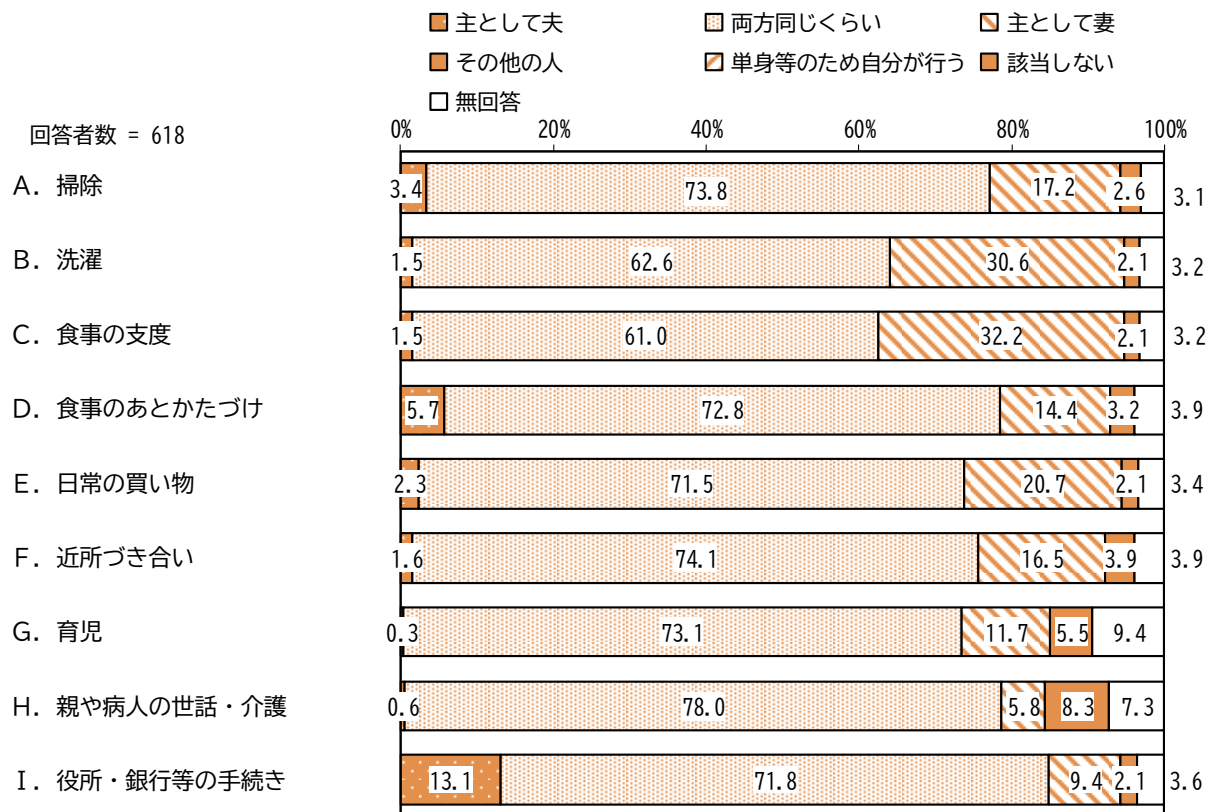
改めて子育てや介護等において家族が共同で行うという意識の啓発に努め、家庭生活における男女共同参画を促進することが必要です。

※15 ワーク・ライフ・バランス

「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

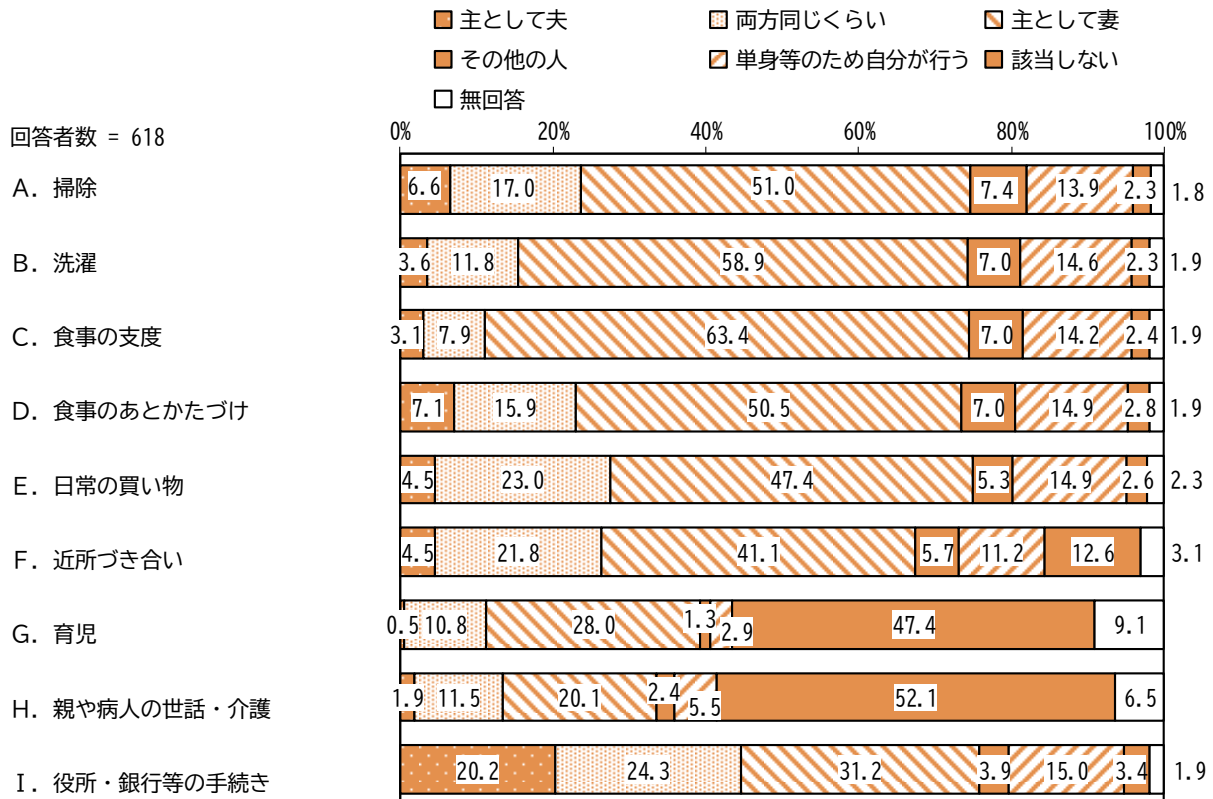
仕事と生活の調和が実現した社会と、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会とされ、企業にとっては、ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、従業員の満足度の向上や優秀な人材の確保につながり、生産性や業績を上げる効果があるといわれる。

日常的な事柄の理想的な役割分担



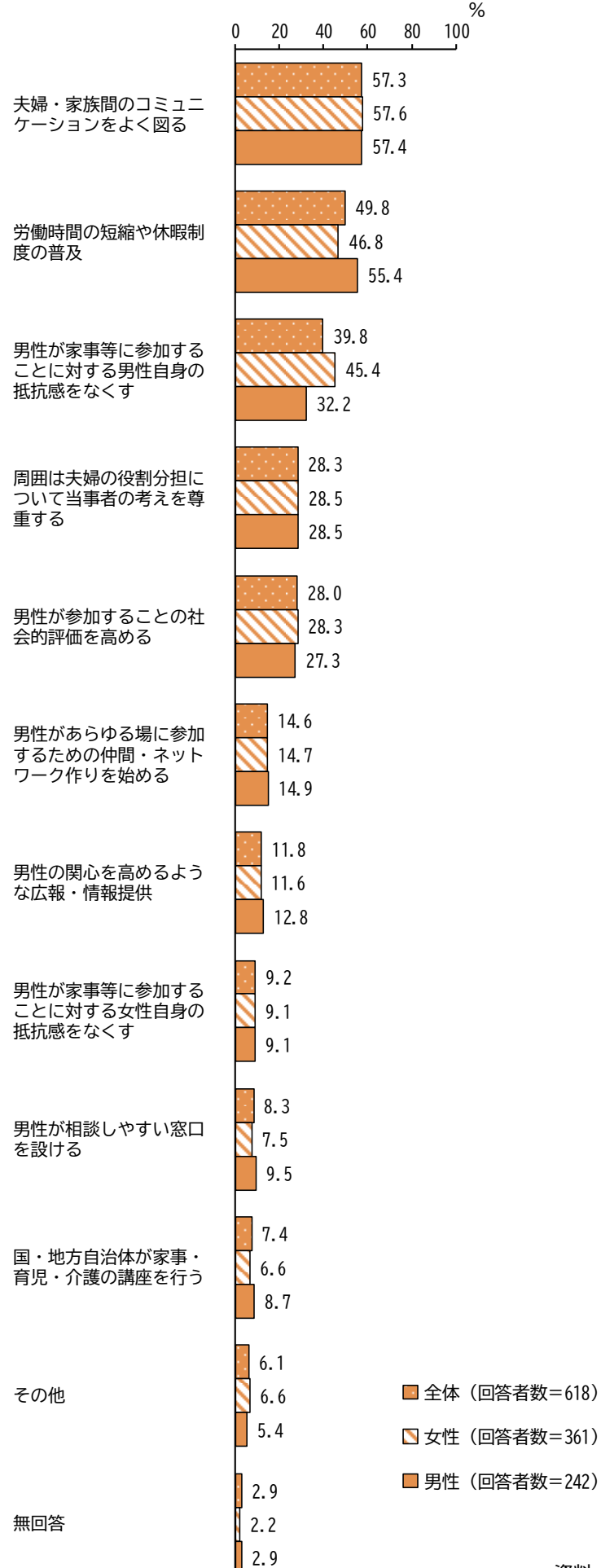
資料：市民意識調査

現在の役割分担



資料：市民意識調査

男性が家事・育児・介護・地域活動に参加するため



資料：市民意識調査

施策1 家庭生活・地域活動への男女共同参画の推進

① 地域活動・市民活動への参画推進

男女ともに心豊かで生活しやすい地域コミュニティを築くために、男女が積極的に地域活動へ参画していけるように支援します。

番号	具体的な施策	担当課
28	地域活動・市民活動の情報収集と提供、地域コミュニティ活動の推進	市民活動支援課

② 男性が家庭責任を担うための支援

男性の家事・育児・介護への積極的参画を促し、生活的自立を図るための講座を開催します。

番号	具体的な施策	担当課
29	育児、介護保険の制度やサービスなどに関する講座	地域保健課 保育運営課 高齢者支援課 地域包括支援課

（７）男女が平等に仕事と生活を両立できる環境づくり

【現状と課題】

本市では、仕事と生活を両立できる環境づくりに努めてきました。

アンケート調査では、仕事と家庭の両立に必要なことについて、「育児・介護休業中の賃金や手当などの経済的支援を充実すること」「代替要員の確保など、育児・介護休業制度を利用しやすい職場環境を整備すること」が４割を超えており、増加傾向にあります。

「男女共同参画社会」形成のために取り組むべき施策について、「保育施設の整備や保育時間の延長など、保育事業の充実」が４割半ばで最も多く、働く保護者に対する子育て支援の充実が求められています。

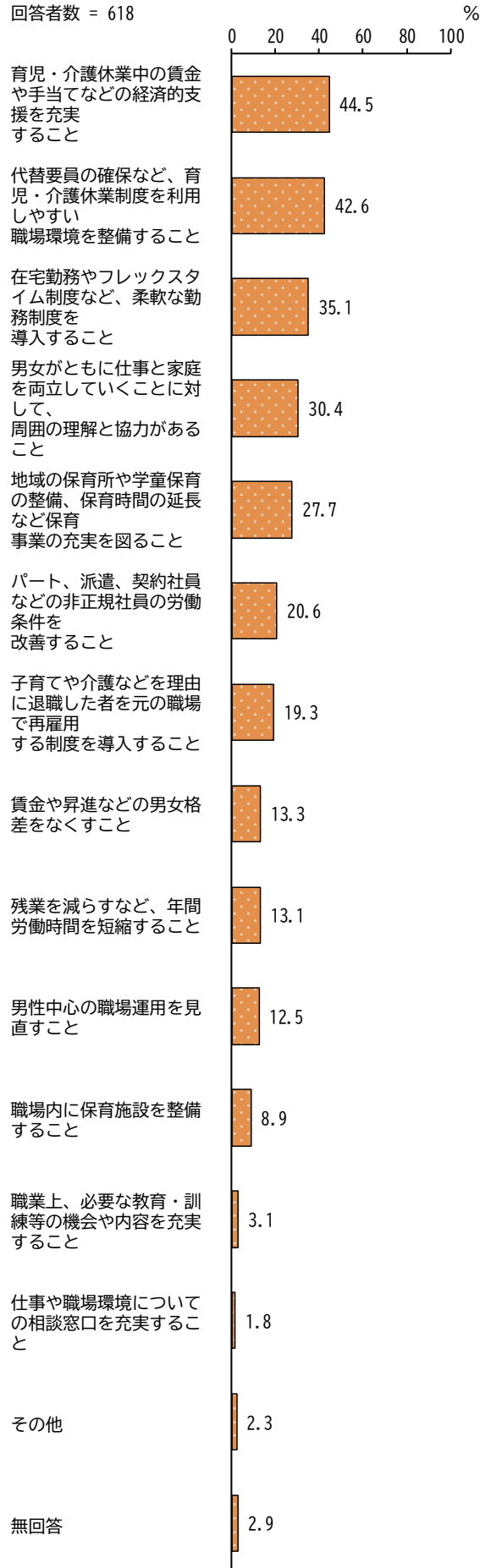
身の回りの世話をしてもらいたい相手として、「特別養護老人ホーム等の施設に入る」が５割を超えて最も多く、「ホームヘルパーに世話をしてもらう」「配偶者に世話をしてもらう」が４割台となっており、介護保険サービス等の利用意向が多くなっています。

家族のあり方も多様化する中、休暇の取得や勤務の軽減につながる制度や、家事や育児、介護等様々な事情を有する人が働き続けられる環境を整備することが必要です。

また、介護による離職者の防止及び離職した人の再就職支援については、企業や労働者並びに介護者に対して、介護支援サービスや介護休業制度等の情報及び再就職に関する情報等を提供する必要があります。

仕事と家庭の両立に必要なことについて

回答者数 = 618



資料：市民意識調査

「男女共同参画社会」形成のために取り組むべき施策について

回答者数 = 618

保育施設の整備や保育時間の延長など、保育事業の充実

45.5

学校における男女平等（ジェンダー平等）教育の推進

41.9

男性が家事・育児・介護・地域活動に参画しやすい環境整備

41.4

女性の再就業や起業に対する支援

39.5

特別養護老人ホーム等施設の整備やホームヘルパーの養成など、介護事業の充実

35.9

男女平等待遇や、仕事と家庭生活が両立しやすい環境整備について、企業や事業所に行政が働きかけをしたり、優良な企業・事業所を表彰する

33.2

配偶者や恋人からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）の被害者への救済システムの整備

27.5

男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法など、関係する法律や制度の周知徹底

27.0

イベント・講座の開催、情報誌の発行など、男女平等意識を啓発する事業の充実

22.8

回答者数 = 618

配偶者や恋人からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）の加害者への更生システムの整備

22.3

各種団体の女性のリーダーを養成する

20.6

審議会等への女性の参画の推進

19.9

相談事業の充実

18.3

その他

3.6

特にない

3.4

わからない

5.2

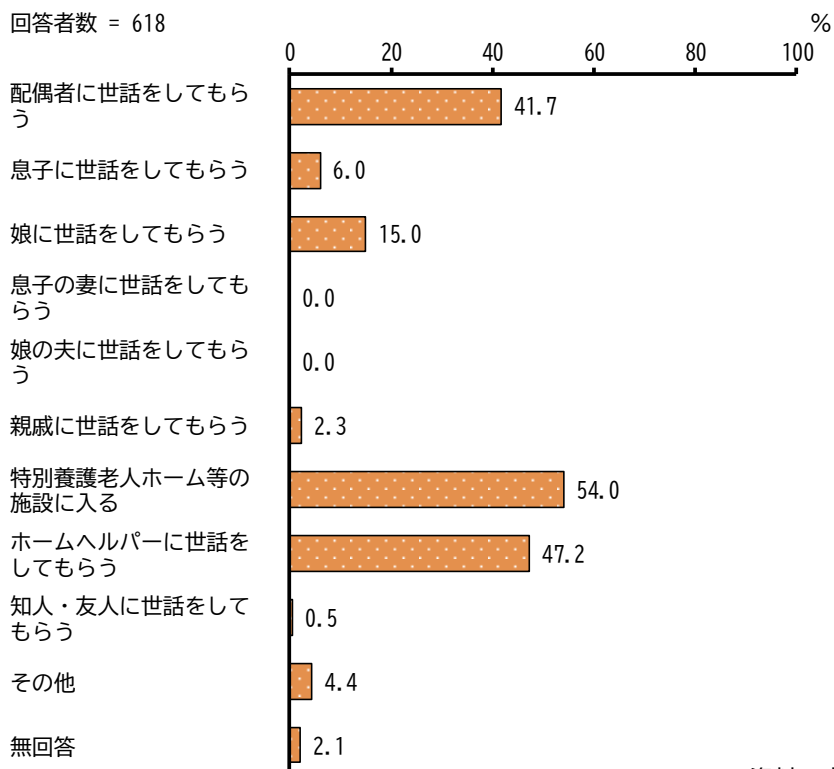
無回答

4.2

資料：市民意識調査

身の回りの世話をしてもらいたい相手

回答者数 = 618



資料：市民意識調査

施策1 仕事と生活を両立できる環境づくり

① 保育サービスの充実

アンケート調査によると、保育施設の整備や保育時間の延長などのニーズが高いことから、仕事を持つ男女が安心して子育てができるよう保育サービスの充実に努めます。

番号	具体的な施策	担当課
30	保育サービスの充実 既存幼稚園の幼保連携型認定こども園等への移行 私立認可保育園の整備 延長保育 病児・病後児保育 産休明け保育 こどもルーム	学童保育課 保育運営課

② 子育て支援事業の充実

子育て中の保護者が子育てを楽しむことができ、いつでも相談できる場や仲間づくり、社会参加できるように地域ぐるみで支援事業の充実に努めます。

番号	具体的な施策	担当課
31	子育て支援事業の充実 児童センター、地域子育て支援センター、一時保育、ショートステイ、ファミリー・サポート・センター、地域ぐるみの子育て支援 母と子のつどい、親子関係形成支援（ひとやすみ、ペアレントトレーニング）	保育運営課 子育て支援課 地域保健課 こども相談センター

③ 相談体制の充実と情報提供

子育て中の保護者の悩みごと相談や子育て支援情報の提供に努め、相談体制の充実を図ります。

番号	具体的な施策	担当課
32	教育相談、育児相談、家庭児童相談、利用者支援事業、母子・父子自立支援相談、子育てサイト「はぐはぐ柏」の充実	児童生徒課 子育て支援課 こども相談センター 地域保健課 保育運営課 こども福祉課 こども政策課
33	要保護児童対策地域協議会関係機関との連携強化	こども相談センター
34	広報物等による情報提供	こども政策課 子育て支援課 こども福祉課 地域保健課

④ 介護に関する相談体制と多様なサービスの充実

高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるよう、介護に関する相談体制及び多様なサービスの充実を図ります。

番号	具体的な施策	担当課
35	地域包括支援センター等の周知と多様な機関との連携	地域包括支援課

⑤ 障害者支援サービスの充実

障害者が住み慣れた家や地域で自分らしく生活できるよう、在宅サービスや施設サービスの充実を図ります。

番号	具体的な施策	担当課
36	相談支援体制及び障害福祉サービスの充実	障害福祉課

施策2 仕事と生活を両立できる意識づくり

① 労働法令の理解促進

男女が対等なパートナーとして働くことができるよう、事業主・男女労働者に労働法令の周知を図ります。

番号	具体的な施策	担当課
37	労働基準監督署等が開催する講座等の情報提供、関係機関と連携した意識啓発の推進 男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法、パートタイム労働法	産業政策・スタートアップ推進課 共生・交流推進センター (男女共同参画センター)

② 働く女性の母性保護についての啓発と情報提供

働く女性の母性が保護されるとともに、健康に働き、安心して出産できる環境整備と生涯を通じた健康支援のための情報提供に努めます。

番号	具体的な施策	担当課
38	母性保護の普及 母性健康管理指導事項連絡カードの活用、広報物等による啓発	地域保健課 共生・交流推進センター (男女共同参画センター)

③ 経営への参画支援

自営業、農業に従事する女性の地位の向上を図るとともに、労働時間短縮等の生活環境改善のために、「家族経営協定(※16)」の締結等を働きかけていきます。

番号	具体的な施策	担当課
39	家族経営協定の情報提供	農業委員会事務局 農政課
40	自営業者への情報提供	共生・交流推進センター (男女共同参画センター)

※16 家族経営協定

家族で取り組む農業・漁業経営において、家族の話し合いに基づき経営方針や役割分担、就業条件、就業環境（労働時間、報酬等）などについて取り決めたもの。夫婦間、親子間、夫婦と親子両方で締結する場合などがある。

④ 事業主に対する啓発

ワーク・ライフ・バランスに対する啓発を行います。

番号	具体的な施策	担当課
41	ワーク・ライフ・バランスの普及促進 企業表彰のあり方（インセンティブ等）の検討	共生・交流推進センター (男女共同参画センター) 産業政策・スタート アップ推進課

⑤ 育児・介護休業制度の男女の利用促進

家族のあり方が多様化する中、育児休業、介護休業制度の周知を図り、様々な事情を有する人が働き続けられる環境を整備します。

番号	具体的な施策	担当課
42	企業や働く人の支援や相談窓口など、関係機関と連携した情報提供、様々な年代の男女の就業状況把握のための調査・研究	産業政策・スタート アップ推進課 共生・交流推進センター (男女共同参画センター)
43	出産・育児にかかる各種休暇休業制度利用の庁内への働きかけと、適切な仕事の配分ができるような環境整備 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画（愛称：もっともっと カエル 仕事と家庭のお役立ちプラン）の周知・推進	人事課

基本目標3 | 人権が尊重される環境づくり

5. 人権等に対する配慮

指標	現状値	令和11年
性の商品化を人権侵害と考える人の割合	53.5% (令和4年度アンケート調査より)	60%
乳がん検診の受診者数	19,764人 (令和5年度)	24,370人
市立中学校でのデートDV(※17)防止教育等の開催	8校 (令和5年度)	21校
DVの被害経験があると回答した人の「相談の有無」	25.4% (令和4年度アンケート調査より)	38%

(8) 人権の尊重

【現状と課題】

本市では、心の健康支援の充実、人権に関する啓発とメディアにおける人権への配慮を行ってきました。

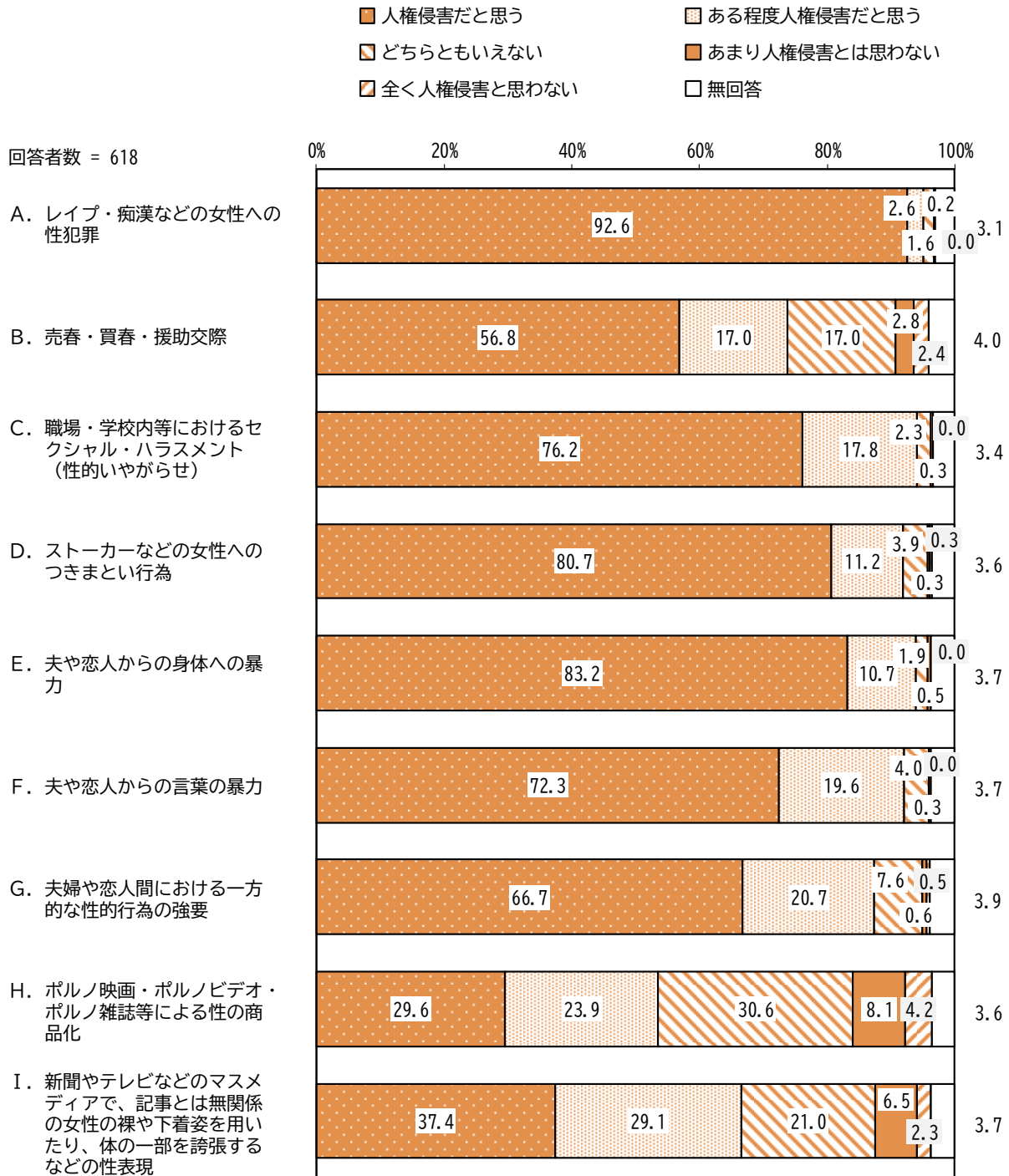
アンケート調査では、女性の人権が侵害されていると感じることについて「レイプ・痴漢などの女性への性犯罪」など9項目中6項目で『人権侵害だと思う派』が8割を超えており、「売春・買春・援助交際」「ポルノ映画・ポルノビデオ・ポルノ雑誌等による性の商品化」「新聞やテレビなどのマスメディアで、記事とは無関係の女性の裸や下着姿を用いたり、体の一部を誇張するなどの性表現」は7～5割となっています。

テレビやインターネットなど様々なメディアから流される暴力表現や、女性や子どもの性を商品化するような表現は、人権を侵害し誤ったイメージを社会に広める可能性があります。男女共同参画社会の視点に立って、こうした表現を改めていくためには、情報の受け手がメディアリテラシー(※18)を高め、正しい判断と意思表示をすることが必要です。さらに、個人情報の流失は人権侵害に結びつく場合もあることから、情報の扱いには十分留意することが必要です。

※17 デートDV

若い世代に起きている恋人間の暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。

女性の人権が侵害されていると感じることについて



資料：市民意識調査

※18 メディアリテラシー

メディアからの情報を見極める能力のこと。

施策1 心の健康支援の充実

① あらゆる人の心の健康支援

固定的性別役割分担意識がもたらす悩みを軽減し、心身の健康を維持するための支援に努めます。

番号	具体的な施策	担当課
44	悩みをかかえる人のための相談窓口の紹介・情報提供	共生・交流推進センター (男女共同参画センター)
45	自殺予防のための啓発	福祉政策課

施策2 人権に関する啓発とメディアにおける人権への配慮

① 性に起因する人権侵害を防止するための啓発

性や性別に関する悩みを軽減できるよう、情報の収集と提供に努めます。

番号	具体的な施策	担当課
46	相談窓口等の情報発信	共生・交流推進センター (男女共同参画センター) 関係部署

② 在住外国人に対する支援

在住外国人が、安心して暮らすことができるよう支援します。

番号	具体的な施策	担当課
47	国際交流センターの充実、外国人のための相談窓口の周知	共生・交流推進センター

③ 広報・出版物等における表現の見直し

市の広報・出版物等において、ジェンダーにとらわれた表現や性に起因する人権侵害となる表現を使用しないよう注意します。

番号	具体的な施策	担当課
48	広報・出版物等における男女平等・ジェンダー平等の視点に立った表現の使用	広報広聴課

施策3 ハラスメント(※19)防止対策の推進

① ハラスメントに起因する人権侵害等を防止するための啓発

人権問題に対する正しい理解を広め、人権意識の向上を図るため、家庭、学校、地域社会、職場などあらゆる場や機会をとらえて幅広く啓発活動を実施します。

番号	具体的な施策	担当課
49	企業や労働者へのハラスメントの防止に向けた情報発信	産業政策・スタートアップ推進課
50	職員のハラスメントに関する相談窓口の周知	人事課
51	議員によるハラスメント相談窓口の設置 (対象：パワーハラスメント(※20)、セクシュアルハラスメント(※21)、妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメント)	議会事務局庶務課
52	ハラスメントに起因する人権侵害等に関する情報の提供・啓発事業の実施	共生・交流推進センター (男女共同参画センター)

※19 ハラスメント

身体的・精神的な攻撃などによって相手を不快にさせ、苦痛を与えたりする行為であり、「いやがらせ」「いじめ」を指す言葉である。

※20 パワーハラスメント

職務上の地位や人間関係などの優位性を背景として、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与えることや、職場環境を悪化させること。

※21 セクシュアルハラスメント

性差別の具体的な現れとして職場や学校で起きる性的いやがらせを指す。相手の意に反した、性的な言動であり、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示等も含まれる。

（９）性差に配慮した健康支援

【現状と課題】

本市では、性差に配慮した健康支援や性と生殖の健康・権利に関する啓発を推進してきました。

アンケート調査では、老後の不安について、「介護が必要になった時のこと」「健康のこと」が６割を超えており、女性は「介護が必要になった時のこと」、男性は「健康のこと」のことが多くなっています。

生涯を通じて心も身体も健康に過ごすためには、普段からの健康増進、病気の予防と早期発見が大切であり、行政は健康診断などを充実させるほか、市民が主体的に健康づくりに取り組める環境整備を進める必要があります。さらに、近年はストレスなどによる心の健康が問題となっていることから、性別や世代に応じたメンタルヘルス対策にも取り組む必要があります。

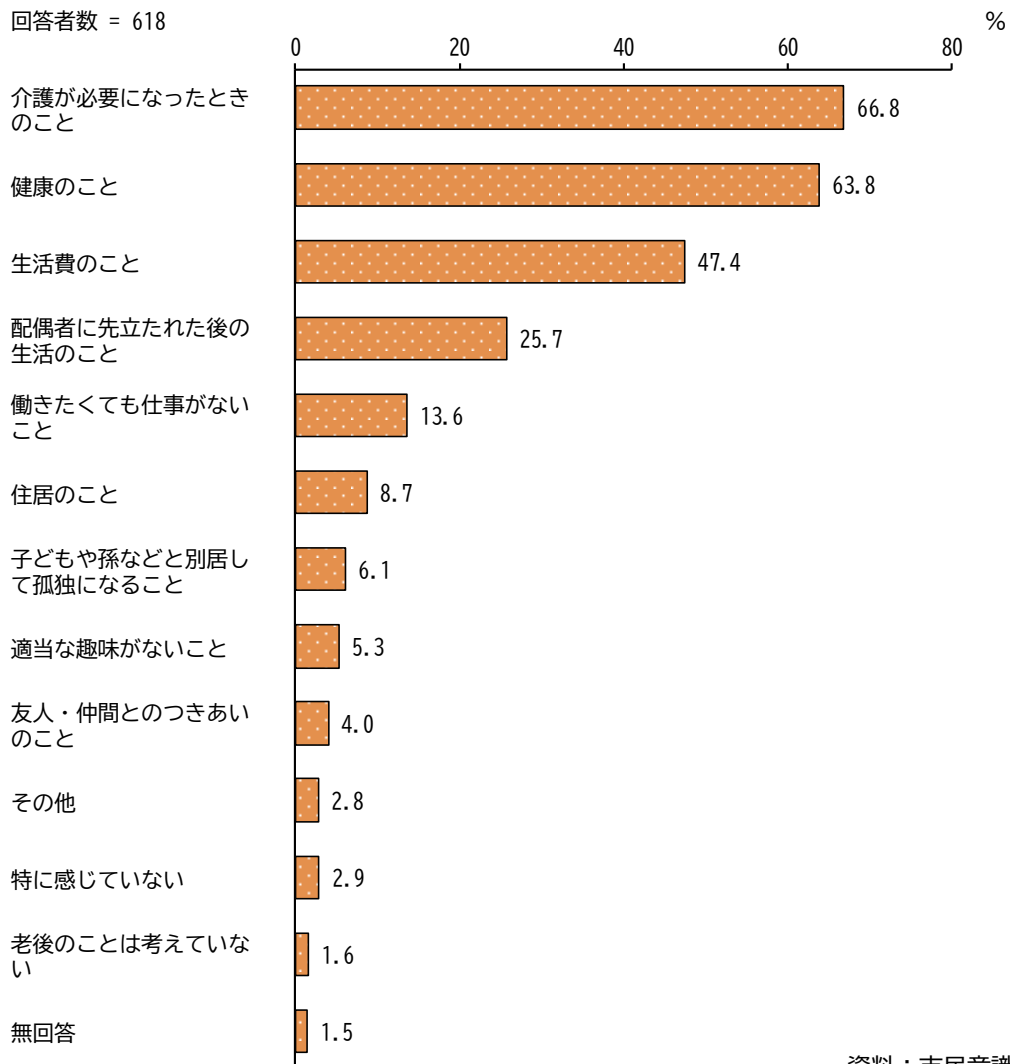
また、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（※22）（性と生殖に関する健康と権利を守る取り組み）に関する意識を広く社会に浸透させ、女性の思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といったライフステージに応じた健康を支援するための取り組みの重要性についての認識を高め、男女がともに高い関心を持ち、正しい知識・情報を得て、認識を深めるための施策を推進する必要があります。

※22 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

性と生殖に関する「健康」と「権利」のこと。「健康」は妊娠や出産のみでなく、月経、避妊、中絶、不妊、性感染症、更年期障害など、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること」を指す。「権利」は、「子どもを産むか産まないか、産むとすれば何人産むかなどを決定する自由」、「安全な妊娠・出産」、「子どもが健康に生まれ育つ権利」など、「性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）を得る権利」のこと。

老後の不安について

回答者数 = 618



資料：市民意識調査

施策1 性差に配慮した健康支援

① 女性の健康支援

妊娠・出産や更年期等、ライフステージによる心身の変化に対応した健康診査、保健相談、性差医療の情報提供等により、健康づくりを支援します。

番号	具体的な施策	担当課
53	妊婦の健康診査、相談及び指導、女性の健康管理に関する依頼の講座等の実施、女性を対象とした各種健康診査、子宮頸がん対策、乳がん対策、情報提供等の充実	地域保健課 健康増進課

② 健康をおびやかす問題についての情報提供

飲酒、喫煙等の健康をおびやかす問題について、生命・健康を守るための正しい知識・予防対策について、性差に配慮した情報提供に努めます。

番号	具体的な施策	担当課
54	学校における性教育・健康教育の充実	学校教育課
55	広報物等による情報提供 生活習慣病予防や、身近な健康に関する情報の発信	健康増進課 共生・交流推進センター (男女共同参画センター)

施策2 性と生殖の健康・権利に関する啓発

① 性と生殖の健康・権利に関する啓発

ライフサイクルを通じて、性と生殖の健康・権利について、男女ともに留意することができるよう「性と生殖の健康・権利」の重要性についての周知、情報提供に努めます。

番号	具体的な施策	担当課
56	広報物等による情報提供	共生・交流推進センター (男女共同参画センター)

② 性に関する正しい知識・情報の提供、教育（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の推進

「性と生殖の健康・権利」の重要性について、学習機会の充実と情報提供に努めます。女性は男性とは異なる身体的特徴を持つと共に、成長段階に応じて様々な健康課題に配慮する必要があることから、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）について啓発、情報提供を行います。

番号	具体的な施策	担当課
57	学校における性教育の充実 学校における自分の生き方を考えさせ、判断力をつける教育の充実	学校教育課
58	家庭における性教育を支援する学習機会の充実	生涯学習課

(10) あらゆる暴力の根絶の基盤づくり【柏市DV対策基本計画】

【現状と課題】

本市では、DV被害者の支援や被害者・加害者を生まない教育を推進してきました。

アンケート調査では、DVの被害経験、加害経験について、『被害経験あり』『加害経験あり』とも「大声でどなる」が最も多く、「何を言っても長期間無視し続ける」も1割を超えています。「嫌がっているのに性的な行為を強要する」「大声でどなる」の『被害経験あり』は女性が、「大声でどなる」の『加害経験あり』は男性が他方より10ポイント以上多くなっています。

DV被害者には、自分が被害者であるという自覚がないままに暴力を受け続けている人がいます。また、女性に対する暴力の背景には、人権の軽視や社会的・経済的な男性の優位性があります。

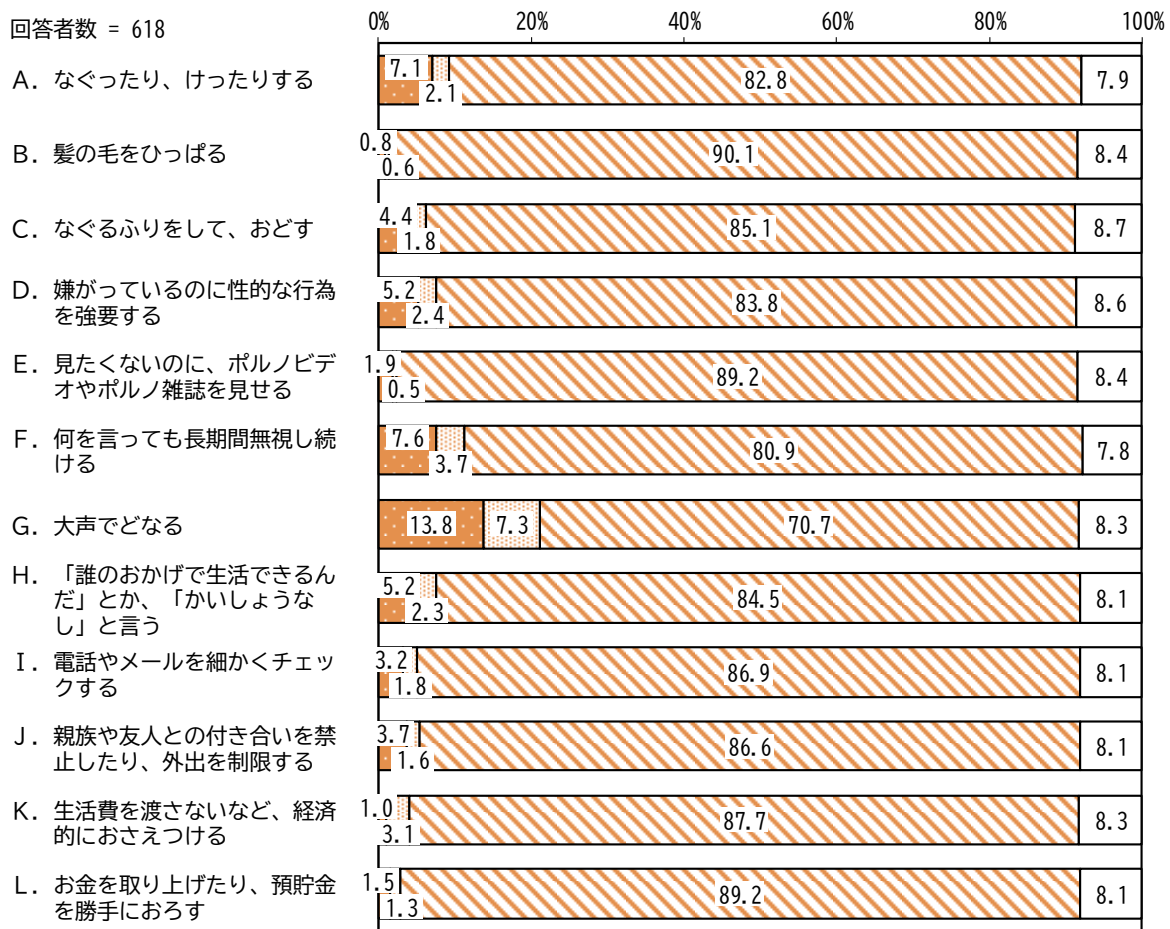
また、DVに対する相談相手は、市役所や県、医師、警察などの公的機関に相談した人よりも、家族・友人に相談した人が多くなっており、公的機関よりも、まずは自分の周囲の身近な人に相談する傾向が伺えます。また、「相談した」は、前回調査と比べると増加していますが、3割に達しておらず、相談したいと思った時に適切な相談を利用できるよう、継続して、相談窓口の周知を図っていくことが必要です。

暴力防止への理解を広く市民に促すためには、当事者や関係者だけでなく、多くの市民に向け、様々な機会をとらえて幅広い普及活動を行うとともに、さまざまな暴力を根絶するため、暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための幼児期からの教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備が必要です。そのためにも、暴力の根絶のため警察や医療機関、民間団体との連携を強化しながら、被害者の安全を確保し自立に向けた支援を行っていくことが必要です。

DVの被害経験、加害経験について

■ 1～2度された ■ 何度もされた ■ 全くされなかった □ 無回答

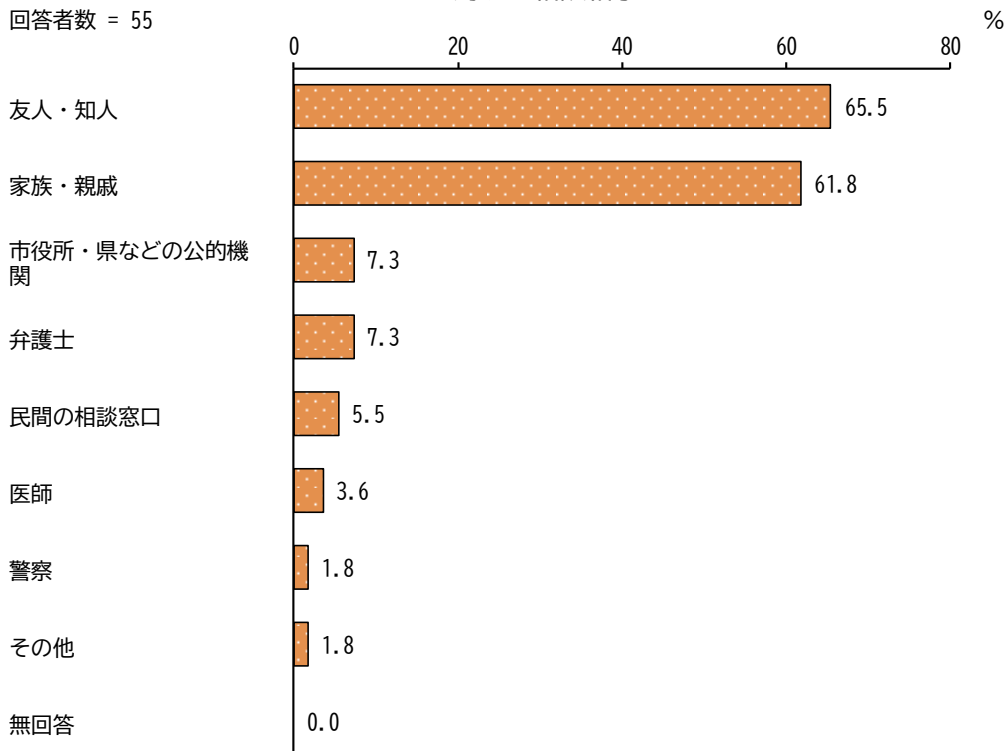
回答者数 = 618



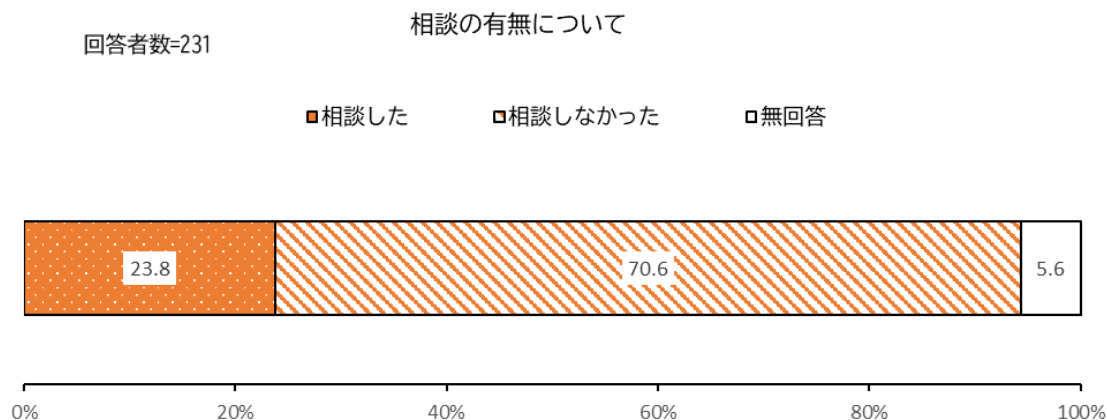
資料：市民意識調査

DVに対する相談相手

回答者数 = 55



資料：市民意識調査



資料：市民意識調査

施策1 被害者の支援

① 相談体制の充実、相談窓口の周知

女性に対するあらゆる暴力を排除するため、暴力の被害を受けた女性が安心して相談できる窓口の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化します。また、男性の相談窓口についての情報発信を行います。

番号	具体的な施策	担当課
59	相談窓口の充実、法律相談、母子・父子自立支援相談、人権身の上相談の継続と女性のこころと生き方相談の拡充の検討、相談員の知識・対応技術の向上	共生・交流推進センター (男女共同参画センター) 広報広聴課 こども相談センター こども福祉課
60	関係課・関係機関との連携強化 警察、病院、配偶者暴力相談支援センター(※23) 地域生活支援センター、NPO等、DV対策ネットワークの充実	共生・交流推進センター (男女共同参画センター) 関係部署
61	広報等による情報提供	共生・交流推進センター (男女共同参画センター)

※23 配偶者暴力相談支援センター

配偶者や恋人などからの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供などの援助を実施。

都道府県が設置する女性相談支援センター、市町村その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしている。

② 被害者とその子どもへの保護体制の充実

関係機関や庁内の連携を強化することで、DV被害者の一時保護、自立に向けた支援の充実に努めます。

番号	具体的な施策	担当課
62	緊急避難支援事業の実施	共生・交流推進センター (男女共同参画センター) 地域包括支援課 こども相談センター
63	施設等との連携、被害者の自立支援、就業相談等、被害者の子どもへの支援、支援措置等個人情報の保護	生活支援課 共生・交流推進センター (男女共同参画センター) こども福祉課 こども相談センター

施策2 被害者・加害者を生まない教育

① 女性への暴力防止に関する広報、啓発

女性に対するあらゆる暴力を許さない社会づくりのため、暴力の実態を把握するとともに、広報、意識啓発に努めます。

番号	具体的な施策	担当課
64	フォーラム、情報紙等による啓発、女性への暴力をなくす運動期間における啓発活動の継続	共生・交流推進センター (男女共同参画センター)

② 被害者支援のための情報収集・研究

国、県、他市、関係機関における取り組みや課題などの情報を収集し、被害者支援や予防啓発に努めます。

番号	具体的な施策	担当課
65	千葉県DV担当者会議等への参加 DV関係機関対応マニュアルの庁内共用	共生・交流推進センター (男女共同参画センター) こども相談センター
66	若年層への予防啓発、相談窓口の周知 市内中学校でのデートDV防止教育等の実施	児童生徒課 学校教育課 共生・交流推進センター (男女共同参画センター)

③ 様々な暴力に対する予防に向けた啓発促進

あらゆる暴力を許さない社会づくりのため、暴力の実態を把握するとともに、広報、意識啓発に努めます。

番号	具体的な施策	担当課
67	暴力に関する意識調査	共生・交流推進センター (男女共同参画センター)

(11) 困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備

【現状と課題】

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が令和6年4月1日から施行されました。

女性は、出産・育児などにより就業を中断することが多いこと、また、就労形態も非正規雇用が多いことから、貧困や生きづらさなど生活上の困難を抱えやすいとされています。そのような人を支援するための体制を充実させる必要があります。

困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題・その背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備することが必要です。

施策1 困難を抱えた人々を支援するための体制づくり

① 複合化、複雑化した課題を包括的に解決する体制の充実

複合的な課題を抱えた相談者の課題を整理し、必要な支援へのコーディネート及びアウトリーチ(※24)による伴走型の継続支援を実施し、相談者の意思が尊重されながら、それぞれの状況に応じた最適な支援を包括的に提供する体制を整備します。

番号	具体的な施策	担当課
68	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制づくり	共生・交流推進センター (男女共同参画センター) 福祉政策課 こども相談センター こども福祉課

※24 アウトリーチ

支援が必要な人々に対して、行政や支援機関が積極的に働きかけていくこと。

② 困難な問題を抱える女性への支援

社会生活を営む上で困難を抱える女性への支援のため、女性相談支援員(※25)の配置の検討や関係諸機関及び民間団体との連携を強化するなど支援の充実に取り組みます。

番号	具体的な施策	担当課
69	相談体制の充実 関係諸機関や民間団体等との連携	共生・交流推進センター (男女共同参画センター) こども相談センター こども福祉課

③ ひとり親家庭、ひとり暮らし高齢者の生活安定の充実

ひとり親家庭、ひとり暮らし高齢者が安心して生活できる環境を整備するため、子育て支援や就労支援、ひとり暮らし高齢者への相談支援など、それぞれの家庭の状況に応じた支援を行います。

番号	具体的な施策	担当課
70	ひとり親家庭に対する就労支援、子育て支援の充実	こども福祉課
71	ひとり暮らし高齢者への相談支援の充実	地域包括支援課

④ 育児不安に対する支援の推進

子育てに関する不安や負担感を解消するため、相談者の意志や状況に応じた相談支援を行います。

番号	具体的な施策	担当課
72	子育てへの不安や悩みに対する相談や児童家庭相談事業の推進	子育て支援課 保育運営課 こども相談センター 地域保健課

※25 女性相談支援員

困難な問題を抱える女性にとっての相談窓口となり、必要に応じて関連施策や制度等の活用、関係機関との連携等を図りつつ支援を行う人。



推進体制について

1 | 推進体制と進行管理

(1) 庁内の推進体制

本計画に位置付けた「多様な生き方を認めあい 個性を生かせるまち 柏」の実現に向けた施策は、市が所管する各分野にわたっており、これを着実に推進するためには、全庁的な行政課題としてあらゆる部署が意識的に取り組む必要があります。

このため、男女共同参画社会の実現に向けて、施策の総合的な推進を図ることを目的に設置した、関係部課長から構成される「男女共同参画推進庁内連絡会議」において、施策の推進や進捗管理、情報交換を行い、関係各課のより一層の連携を促します。

(2) 柏市男女共同参画推進審議会

学識経験者や関係団体員、市民等から構成される「柏市男女共同参画推進審議会」を設置し、その調査・審議を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

(3) 進行管理と進捗状況の公表

毎年度、施策の実施状況を公表し、達成度や進捗状況を把握・評価することで、課題を明らかにし、その後のより効果的な推進につなげます。

2 | 柏市男女共同参画センターの役割

柏市男女共同参画センターは男女共同参画社会実現のための市民及び団体による活動への支援等、男女共同参画施策の推進に関する事業を実施する拠点施設です。

市民や団体が、「地域で男女共同参画を進める活動の拠点施設」と位置づけられています。

【柏市男女共同参画センターの事業】

1. 情報発信

男女共同参画推進のための啓発活動・情報発信、講演会などの企画・実施。

2. 図書

男女共同参画に関する書籍の貸し出し。

3. 相談

家族、仕事、生き方など、女性がかかえるさまざまな悩みなどの相談を無料で受け付け(予約制)。

4. 団体支援

市内で活動する市民団体への支援。

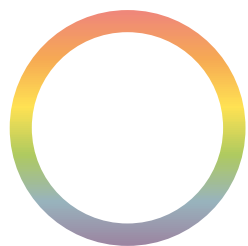
3 | 多様な主体との連携・協働

(1) 市民・事業者・団体等との連携・協働

男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者、市民団体、教育関係者と互いを尊重しながら、それぞれの得意分野や特徴を活かし協働して本計画の取組を推進します。

(2) 関係機関との連携

男女共同参画社会の実現に向けては、法改正などの動向について、広く情報収集を行うとともに、国や県、関係機関等と連携・協力を図りながら、本計画を効果的に推進します。



資料編

1 | 年表

	世界	日本	千葉県	柏市
1975 年 (昭 50)	国際婦人年 6 月 「国際婦人年世界会議」メキシコシティーで開催 世界行動計画採択	9 月 総理府に「婦人問題企画推進本部」「婦人問題企画推進会議」設置		
1976 年 (昭 51)	「国連婦人の 10 年」始まる(～1985 年)			
1977 年 (昭 52)		1 月 「国内行動計画」策定 10 月 「国内行動計画前期重点目標」発表	10 月 「千葉県婦人問題行政連絡協議会」設置	
1978 年 (昭 53)			4 月 「青少年課」を「青少年婦人課」に改組し婦人班を設置	
1979 年 (昭 54)	12 月 第 34 回国連総会「女子差別撤廃条約」採択			
1980 年 (昭 55)	7 月 「国連婦人の 10 年中間世界会議」コペンハーゲンで開催	7 月 「女子差別撤廃条約」署名	婦人広報誌「ちばの婦人」創刊	
1981 年 (昭 56)	9 月 「女子差別撤廃条約」発効	5 月 「国内行動計画後期重点目標」発表	11 月 「千葉県婦人施策推進総合計画」策定	
1984 年 (昭 59)		5 月 「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」公布		
1985 年 (昭 60)	7 月 「国連婦人の 10 年最終年世界会議」ナイロビで開催(「ナイロビ将来戦略」採択)	1 月 「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行 6 月 「男女雇用機会均等法」公布 6 月 「女子差別撤廃条約」批准 7 月 同条約発効	8 月 「千葉県婦人問題懇話会」設置	
1986 年 (昭 61)		4 月 「男女雇用機会均等法」施行	3 月 「千葉県婦人計画」策定	4 月 「福祉部厚生課」に「婦人担当」設置

	世界	日本	千葉県	柏市
1986 年 (昭 61)				7 月 「柏市婦人問題 推進庁内連絡会 議」設置
1987 年 (昭 62)		5 月 「新国内行動計 画」策定		7 月 「婦人問題に関 する市民意識調 査」実施
1988 年 (昭 63)				11 月 「柏市婦人問題 推進会議」設置
1989 年 (平元)		3 月 学習指導要領の 改訂（高等学校 の家庭科の男女 必修等）		
1990 年 (平 2)	5 月 国連婦人の地位 委員会「ナイロ ビ将来戦略」勧 告案採択		4 月 「青少年婦人 課」に婦人政策 室」設置	3 月 「男女の共同参 加をめざす柏プ ランー柏市婦人 行動計画ー」及 び「男女の共同 参加をめざす柏 プラン実施計 画」を策定
1991 年 (平 3)		5 月 「新国内行動計 画」第 1 次改定 5 月 「育児休業法」 成立	3 月 「さわやかちば 女性プラン」策 定	9 月 「婦人問題に関 する市民意識調 査」実施
1992 年 (平 4)		4 月 「育児休業法」 施行	4 月 「青少年婦人課 婦人政策室」を 「青少年女性課 女性政策室」と 変更	
1993 年 (平 5)	12 月 国連「女性に対 する暴力の撤廃 に関する宣言」 採択		3 月 千葉県女性白書 「ちば女性のす がた」発刊	
1994 年 (平 6)	9 月 「国際人口開発 会議」カイロで 開催	6 月 総理府に「男女 共同参画室」設 置 7 月 「男女共同参画 推進本部」設置		6 月 情報紙「フリー トーク」創刊
1995 年 (平 7)	9 月 「第 4 回世界女 性会議」北京で 開催（「北京宣 言及び行動綱 領」採択）	10 月 改正「育児休業 法」（介護休業 制度の法制化） 施行		9 月 「女性問題に関 する市民意識調 査」実施 3 月 「男女の共同参 画をめざす柏プ ランー柏市女性 行動計画（改定 版）ー」及び 「男女の共同参 加をめざす柏プ ラン 第 2 次実 施計画」を策定
1996 年 (平 8)		12 月 「男女共同参画 2000 年プラン」 策定	3 月 「ちば新時代女 性プラン」策定	
1997 年 (平 9)		4 月 「男女共同参画 審議会設置法」 施行		

	世界	日本	千葉県	柏市
1998 年 (平 10)				4 月 「市民部女性担当室」から「市民生活部男女共同参画室」に改組 3 月 「男女の共同参加をめざす柏プラン 第3次実施計画」を策定
1999 年 (平 11)		6 月 「男女共同参画社会基本法」施行 7 月 「食料・農業・農村基本法」施行		
2000 年 (平 12)	6 月 「女性 2000 年会議」ニューヨークで開催	11 月 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 12 月 「男女共同参画基本計画」策定	4 月 「青少年女性課女性政策室」から「男女共同参画課」に改組	
2001 年 (平 13)		1 月 「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組 10 月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	3 月 「千葉県男女共同参画計画」策定	10 月 「柏市男女共同参画推進計画」策定
2002 年 (平 14)			4 月 「女性サポートセンター」設置	4 月 「女性のこころと生き方相談」開設 12 月 「柏市インターネット男女共同参画推進センター」開設
2003 年 (平 15)	7 月 国連女子差別撤廃委員会が日本政府の第4回及び第5回報告に対する最終見解	4 月 「女性のチャレンジ支援策」を発表 7 月 「次世代育成支援対策推進法」施行		
2004 年 (平 16)		12 月 改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」 12 月 「人身取引対策行動計画」策定	9 月 「県民意識調査」実施	
2005 年 (平 17)	2 月 「第 49 回国連婦人の地位委員会(通称「北京+10」)ニューヨークで開催	4 月 改正「次世代育成支援対策推進法」施行 4 月 改正「育児・介護休業法」施行 7 月 「防災基本計画」修正		7 月 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施

	世界	日本	千葉県	柏市
2005 年 (平 17)		12 月 「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		
2006 年 (平 18)		12 月 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	3 月 「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」策定 8 月 ちば県民共生センター・同東葛飾センター開設 12 月 「千葉県男女共同参画基本計画（第2次）」策定	3 月 「柏市男女共同参画推進計画（改定）」策定 10 月 情報紙「フリートーク」タブロイド版新創刊
2007 年 (平 19)		4 月 改正「男女雇用機会均等法」施行 12 月 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	2 月 「千葉県男女共同参画推進連携会議」発足	1 月 第1回「働く男女（ひと）と家庭に優しい企業」表彰実施
2008 年 (平 20)		1 月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 4 月 「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出		6 月 第1回男女共同参画週間企画展示
2009 年 (平 21)	8 月 国連女子差別撤廃委員会が日本政府の第6回報告に対する最終見解	4 月 改正「次世代育成支援対策推進法」施行	3 月 「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第2次）」策定 12 月 「県民意識調査」実施	4 月 「女性のこころと生き方相談」相談日（第1、3月曜日）増設 9 月 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2010 年 (平 22)	3 月 「第54回国連婦人の地位委員会（通称「北京+15」）ニューヨークで開催	6 月 改正「育児・介護休業法」施行 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 12 月 「男女共同参画基本計画（第3次）」閣議決定		

	世界	日本	千葉県	柏市
2011 年 (平 23)	1 月 「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(略称: UN Women)」正式発足		3 月 「千葉県男女共同参画基本計画(第 3 次)」策定	3 月 「柏市男女共同参画推進計画(改定)」策定
2012 年 (平 24)		6 月 「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画	3 月 「千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第 3 次)」策定	9 月 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施(20 代)
2013 年 (平 25)		6 月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 10 月 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行		
2014 年 (平 26)			10 月 「県民意識調査」実施	9 月 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2015 年 (平 27)	3 月 「第 59 回国連婦人の地位委員会(通称「北京+20」)ニューヨークで開催 4 月 UN Women 日本事務所開設 9 月 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択(目標 5 「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行なう」)	9 月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 12 月 「男女共同参画基本計画(第 4 次)」閣議決定	8 月 「DVに対する県民意識調査」実施	
2016 年 (平 28)	7 月 国連女子差別撤廃委員会が日本政府の第 7 回及び第 8 回報告に対する最終見解	4 月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 5 月 「女性活躍加速のための重点方針 2016」策定	3 月 「第 4 次千葉県男女共同参画計画」策定	3 月 「第三次柏市男女共同参画推進計画」策定 5 月 柏市男女共同参画センター開設
2017 年 (平 29)		6 月 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正 7 月 「刑法の一部を改正する法律」施行 10 月 「育児・介護休業法」改正	3 月 「千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第 4 次)」策定	

	世界	日本	千葉県	柏市
2018 年 (平 30)		5 月 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の公布・施行	10 月 男女共同参画センターが千葉県都町合同庁舎へ移転	
2018 年 (平 30)		6 月 「女性活躍促進のための重点方針 2018」策定 7 月 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布		
2019 年 (令元)		5 月 「女性活躍推進法」の改正 6 月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 12 月 「SDGs 実施指針改定版」を策定	11 月 「男女共同参画社会に向けての県民意識調査」実施	2 月 「第三次柏市男女共同参画推進計画」改定
2020 年 (令 2)	6 月 第 64 回国連婦人の地位委員会「北京+25」開催 12 月 国際的な指針「COVID-19 ガイダンス」を提言	7 月 「女性活躍促進のための重点方針 2020」策定 12 月 「第 5 次男女共同参画基本計画」閣議決定		
2021 年 (令 3)	3 月 第 65 回国連婦人の地位委員会開催	4 月 「育児休業、介護休業当育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び「雇用保険法」の改正 6 月 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正	3 月 「第 5 次千葉県男女共同参画計画」策定	
2022 年 (令 4)		5 月 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立 7 月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正		12 月 「LGBT ガイドライン」作成

	世界	日本	千葉県	柏市
2023 年 (令 5)		4 月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 6 月 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の公布・施行		4 月 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施 3 月 「柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」開始
2024 年 (令 6)	10 月 国連女子差別撤廃委員会が日本政府の第 9 回報告に対する最終見解	4 月 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 12 月 新しい「男女共同参画基本計画」と「女性版骨太の方針 2025（女性活躍・男女共同参画の重点方針 2025）」の検討を開始	3 月 「千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」策定	

2 | 関係法令

(1) 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

第百四十五回通常国会

小渕内閣

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進
に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一
条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機

会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）

を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参

画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しな

なければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以上をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。
(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任される

ことができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委

員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

（処分、申請等に関する経過措置）

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定

その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（従前の例による処分等に関する経過措置）

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

（政令への委任）

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第
百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料 物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定公布の日

3 | 柏市男女共同参画推進審議会

(1) 審議の経過

令和5年 2月8日～2月17日	男女共同参画に関する市民意識調査実施
令和5年 12月19日	令和5年度第3回男女共同参画推進審議会開催 (市民意識調査の結果について)
令和6年 2月19日	令和5年度第4回審議会開催 (新計画策定について)
5月30日	令和6年度第1回審議会開催 (新計画策定のスケジュールについて)
8月30日	令和6年度第2回審議会開催 (新計画策定の背景、基本理念、目指す姿、基本目標について)
10月25日	令和6年度第3回審議会開催 (具体的な施策の精査、指標の項目について)
11月28日	令和6年度第4回審議会開催 (新計画の素案について)
12月26日～ 令和7年1月24日	パブリックコメント実施
～2月15日	パブリックコメントのとりまとめ
2月18日	パブリックコメント実施結果の公表
3月11日	最終案のとりまとめ

(2) 委員名簿

令和7年3月末現在

N0	委員氏名	区分	所属
1	◎大村 芳昭	学識経験者	中央学院大学 学長
2	○萩原 亜希子		柏市小中学校校長会 柏市立風早北部小学校 校長
3	橋本 英恵		柏ブルーム法律事務所
4	木野 麗子	関係団体	グループSEC 代表
5	村上 誠		ファザーリング・ジャパンちば 代表
6	津波 さやか		ママコミュSMILE:) 代表
7	谷 美樹	経営者	柏商工会議所 女性会 理事
8	横山 洋人 (令和5年9月1日～ 令和6年11月7日)	労働団体	連合千葉 東葛地域協議会 柏・我孫子地区連絡会 事務局長
	岡田 拓磨 (令和6年11月7日～)		富士フイルムヘルスケア マニファクチャリング労働組合 柏支部長
9	小林 みつえ	市民	増尾地域ふるさと協議会 副会長
10	岡林 秀樹		市民公募委員

◎は会長、○は副会長

第4次柏市男女共同参画推進計画
令和7年3月

発行：柏市企画部 共生・交流推進センター（男女共同参画センター）
〒277-8505 千葉県柏市柏 5-10-1
TEL 04-7167-1127

